



## Lesson 2

# 労働安全衛生法

過去 7 年間の出題実績

	年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
§ 1	総則等	○		★○		○	★○	○○
§ 2	安全衛生管理体制	○	○○	○	★	○	○	★○
§ 3	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	★			○			
§ 4	労働者の就業に当たっての措置	○○				○	★○	○
§ 5	健康の保持増進のための措置		★○		★○○	★	○○	★
§ 6	安全衛生改善措置・監督等		○		○	★○		○

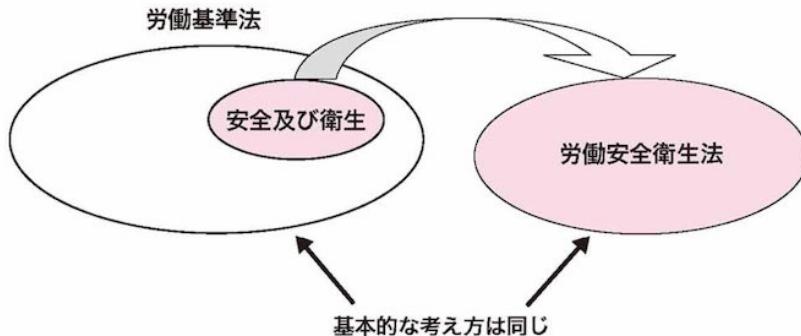
★：選択式 ○：択一式（1問で出題） ○：択一式（肢による出題）

労働安全衛生法の規定は、もともと、労働基準法の一部でした。労働基準法の中に「安全及び衛生」という章が置かれていて、その中で規制をしていました。

しかし、時代の変化（建設機械の大型化・複雑化や人体に影響の大きい原材料の使用など）とともに、労働基準法における規制だけでは不十分な状況となってきたことから、

「職場における労働者の安全と健康の確保に加え、快適な職場環境を形成すること」を目的として、昭和47年に労働基準法から分離独立しました。

つまり、労働安全衛生法は、労働条件のうち「安全及び衛生」の保護に特化した法律なのです。



もともとは労働基準法に規定されていたのですから、基本的な考え方は労働基準法と同じです。ただ、試験で出題される箇所は、労働基準法とは違って、法令が中心です。通達などからの出題は多くはありませんが、勉強をするうえで、考え方を知るという点では労働基準法と変わりません。

しか～し…

労働安全衛生法、関連規定を含めると、そのボリュームが半端じゃないんです!!!  
社会保険労務士試験に出題される法令の中で最大級ともいえます。

そのため、端から端まできちんと勉強したら、えらく時間がかかるてしまいます。  
それに対して、労働安全衛生法は択一式で3問しか出題されないという事実があるんですよ。

そのような科目に時間をたっぷりかけられるでしょうか？

現実問題として、そもそもいませんよね。

ですから、**的を絞った学習**をしましょう。そうすれば、3問中1問は正解できるでしょう。

「おいおい、1点かよ」なんて思わないでくださいよ。労働安全衛生法は、意表を突く出題や細かい内容を問う出題がよくあるんです。ですから、1点の価値は非常に

大きなものなんですよ。

実際、1点も取れないとなると、たとえば、択一式で、労働基準法と合わせて、10点満点中4点とか5点とか、場合によって科目ごとの合格基準の4点に届かない、なんていうこともあります。そこに1点がプラスされるというのは、非常に大きな意味を持ちます。

労働安全衛生法で2点取れれば大満足、3点取れたらラッキーという感じです。

選択式での出題も、似たようなものです。点の取り難い出題があるので、まずは、1点を確保できるようにすること、これが第一目標となるでしょう。

それでは、どのような項目を中心に勉強すればよいかといえば、頻繁に出題されている箇所を優先してください。前述の「過去7年間の出題実績」の表の中のマークの多いものは、頻繁に出題されているということになります。なので、一目瞭然、まずは、「総則等」「安全衛生管理体制」「健康の保持増進のための措置」が最重要項目といえます。

それと、労働安全衛生法、過去に択一式に出題された箇所が選択式で出題されたり、逆に選択式で出題された箇所が択一式の肢になったりすることが、よくあります。ですから、択一式で出題された箇所は、きちんと選択式の対策をしておきましょう。

### ワンポイント

労働基準法や労働安全衛生法などを所管しているのは「厚生労働省」です。その地方機関として各都道府県に「都道府県労働局」が置かれています。さらに、各都道府県労働局の管轄内に「労働基準監督署」と「公共職業安定所」が置かれています。労働基準監督署は労働基準関係を、公共職業安定所は職業安定関係を担当します。厚生労働省が本社、都道府県労働局が支店で、労働基準監督署と公共職業安定所は営業所というイメージです。

ちなみに、各機関の長を「厚生労働大臣」「都道府県労働局長」「労働基準監督署長」「公共職業安定所長」といいますが、これらの行政官職名を入れ替えて誤りにするという問題、よく出ます。ですので、「誰が」という点は、常に意識しましょう。

## 1

## 目的等

★★★  
A

## (1) 目的 (法1条) 出題…10記・12択・24選

## 条文

労働安全衛生法は、**労働基準法**と相まって、**労働災害**の防止のための**危害防止基準の確立**、**責任体制の明確化**及び**自主的活動の促進**の措置を講ずる等その防止に関する**総合的計画的な対策**を推進することにより**職場**における労働者の**安全と健康**を確保するとともに、**快適な職場環境**の形成を促進することを目的とする。

解説  
します

労働安全衛生法の目的は、「職場における労働者の安全と健康の確保」と「快適な職場環境の形成の促進」ですが、「労働基準法と相まって」と規定しているように、労働安全衛生法は、労働基準法と一緒に運用すべきものであることを明らかにしています。

## 出題…15選

労働安全衛生法と労働基準法との関係については、労働安全衛生法制定時の労働事務次官通達で明らかにされており、それによると、労働安全衛生法は形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の**労働条件**の重要な一端を占めるものであり、労働安全衛生法第1条、労働基準法第42条等の規定により、労働安全衛生法と**労働条件**について的一般法である労働基準法とは**一体として**の関係に立つものである、とされている（昭47.9.18発基91号）。

## (2) 定義 (法2条) 出題…12択・28選

## 条文

次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- ① **労働災害**とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は**作業行動**その他**業務に起因**して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- ② **労働者**とは、労働基準法9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く）をいう。
- ③ **事業者**とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- ④ 化学物質とは、元素及び化合物をいう。
- ⑤ **作業環境測定**とは、**作業環境**の実態を把握するため空気環境その他の**作業環境**について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む）をいう。

③の「事業者」とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではありません）、個人企業であれば事業経営主を指しており、労働基準法上の義務主体である「使用者」とは異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしています。

出題 … 15択・26択・27選



解説  
します

⑤の「デザイン」とは、測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、その作業場の諸条件に即した測定計画を立てることをいい、「サンプリング」とは測定しようとする物の捕集等をいいます。

## 2 事業者等の責務等

A

### (1) 事業者等の責務 (法3条)

条文

① 事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

出題 … 11記・15択・18選

② 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。

出題 … 12択・17選・26択

③ 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

出題 … 14択・15択・26選



解説  
します

労働安全衛生法の的確かつ総合的な実施を確保するために、事業者が責務を有することを明らかにしています。

②は、最低基準の遵守だけでは労働災害を完全になくすことが困難なため、設計者や製造者などに対して包括的な努力を求めたものです。

!注意 ①及び③は義務規定ですが、②は努力義務規定です。

通/達 ③の「建設工事の注文者等」には、建設工事以外の注文者も含まれます（昭47.9.18基発602号）。

P ③は、「配慮」を義務づけたもので、教示や指示などを義務づけたものではありません。

出題 … 15択

## (2) 事業者に関する規定の適用 (法5条、則1条) 出題…8択

### 条文

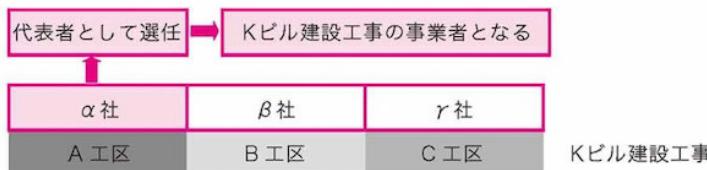
2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの1人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

共同企業体（ジョイントベンチャー）において、責任の所在を明らかにするため、代表者を選任すべきことを規定したものです。

代表者を選任した場合、その事業を代表者のみの事業、その代表者のみをその事業の事業者、その事業の仕事に従事する労働者をその代表者のみが使用する労働者とみなします。



解説します



### ワンポイント

ジョイントベンチャーは、複数の事業者に所属する労働者が同じ現場で作業をするので、責任の所在を明らかにしておかないと、労働災害が発生してしまった場合、互いの責任をなすりつけ合うことが起こってしまうかもしれません。そこで、「この現場の責任者は○○会社」というように、代表者をあらかじめ決めておきます。



代表者の届出は、仕事の開始日の14日前までに行わなければなりません。その届出のないときは、都道府県労働局長が代表者を指名します。

代表者の変更は、遅滞なく、届出なければならず、届出をしないと、その効力は生じません。  
⇒ これらの届出は、届書を、当該事が行われる場所を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出することにより行います。

## (3) 事業者の講すべき措置等

事業者は、次の①から⑥の措置を講じなければなりません（義務）。

① 次の危険を防止するために必要な措置（危険防止措置）(法20条、21条)

- i) 機械、器具その他の設備（「機械等」といいます）による危険
- ii) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- iii) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- iv) 掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険
- v) 労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険

## ② 次の健康障害を防止するために必要な措置（健康障害防止措置）（法22条）

- i) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- ii) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- iii) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- iv) 排気、排液又は残さい物による健康障害

## ③ 労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のための必要な措置（法23条）

出題… 9記

参考 具体的な措置として、次のような規定が設けられています（則604条、613条ほか）。

- 事業者は、労働者を常時就業させる場所（特殊な作業を行う作業場を除きます）の作業面の照度を、精密な作業は300ルクス以上、普通の作業は150ルクス以上としなければなりません。
- 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければなりません。
- 事業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要があるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することができる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければなりません。
- 事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を、**6カ月以内**ごとに1回、定期に、統一的に行わなければなりません。

出題… 13択・27択

出題… 13択

出題… 13択・17択

出題… 13択

④ 労働者の**作業行動**から生ずる労働災害を防止するための必要な措置（法24条）⑤ 労働災害発生の**急迫した危険**があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から**退避**させる等の必要な措置（法25条）**(4) 救護に関する措置**（法25条の2第1項、令9条の2）

出題… 9記

**条文**

**建設業**その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるもの（すい道等の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事であって一定のもの）を行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の**救護**に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- i) 労働者の**救護**に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと
- ii) 労働者の**救護**に関し必要な事項についての訓練を行うこと
- iii) そのほか、爆発、火災等に備えて、労働者の**救護**に関し必要な事項を行うこと

解説  
します

すい道（トンネル）の工事等において爆発、火災などが発生した場合に、すい道等に取り残された被災労働者の救助に向かう労働者が二次災害を被らないようにするために、事業者に措置を講ずることを義務づけた規定です。



**P** 事業者は、一定の資格を有する者のうちから、これらの救護に関する措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければなりません（法25条の2第2項）。

**参考** 仕事が数次の請負契約によって行われる場合は、**元方事業者が**、当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、当該措置を講じなければなりません（法30条の3第1項）。

## （5）事業者の行うべき調査等（法28条の2第1項） 改 29 出題… 19選

### 条文

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は**作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（表示対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等を除く）**を調査し、その結果に基づいて、労働安全衛生法又は労働安全衛生法に基づく命令（「労働安全衛生法等」という）の規定による措置を講ずるほか、労働者の**危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない**。



解説します

職場における労働災害発生の芽（リスク）を事前に摘み取るため、事業者に対し、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努力義務を課した規定です。

この規定は努力義務ですが、この措置を講じると一定の工事計画の届出義務が免除される場合があります（§6(2) (1) 参照）。

**参考** 化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものについてのリスクアセスメントは、業種を問わず努力義務が課されますが、他のものについては、製造業など安全管理者の選任義務がある業種に限って努力義務が課されます。

**！注意** 「表示対象物」及び「通知対象物」による危険性又は有害性等の調査等は、事業者に実施が義務づけられています（§3(4)(5) 参照）。 改 29

**P** 事業者による危険性又は有害性等の調査等の適切かつ有効な実施を図るため、次の規定が設けられています（則24条の13～24条の15）。

- 労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械を譲渡し、又は貸与する機械譲渡者等は、文書の交付等により当該機械に関する所定の事項を、相手方事業者に通知するよう努めなければなりません。
- 危険有害化学物質等（§3(4)(3) の表示対象物以外の一定の物質）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に所定の事項を表示するよう努めなければなりません。
- 特定危険有害化学物質等（§3(4)(4) の通知対象物以外の一定の物質）を譲渡し、又は提供する者については、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により所定の事項を、相手方の事業者に通知するよう努めなければなりません。 改 29

## (6) 元方事業者の講すべき措置等 (法29条)

出題 … 13選・14択・18択・22択・26択

### 条文

- ① 元方事業者は、**関係請負人及び関係請負人の労働者**が、当該仕事に関し、労働安全衛生法等の規定に違反しないよう必要な**指導**を行わなければならぬ。
- ② 元方事業者は、**関係請負人又は関係請負人の労働者**が、当該仕事に関し、労働安全衛生法等の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な**指示**を行わなければならない。
- ③ ②の**指示**を受けた**関係請負人又はその労働者**は、当該**指示**に従わなければならない。



解説  
します

工場内などにおいて請負関係で作業が行われる場合、下請企業の災害率が親企業に比べかなり高いことから、事業全般について責任と権限のある親企業（元方事業者）に、関係請負人等に対する法令遵守に関する指導及び指示の義務を負わせたものです。

!注意 この規定は、業種のいかんを問わず適用されます。

出題 … 13選

元方事業者



関係請負人



関係請負人

「元方事業者」とは、事業者で、**一の場所**において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が2以上あるため、その者が2以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者）をいいます（法15条1項）。

出題 … 19選

「関係請負人」とは、元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときの、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人をいいます（法15条1項）。

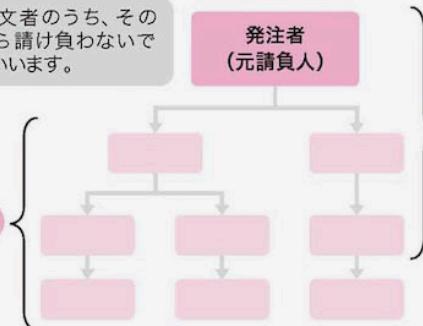
「発注者」とは、注文者のうち、その仕事をほかの者から請け負わないで注文している者をいいます。

発注者  
(元請負人)

注文者

「注文者」とは、仕事を注文する者のことです。

関係  
請負人



## (7) 建設業の元方事業者の講すべき措置等 (法29条の2) 出題 ... 22択

建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所等において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講すべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

## (8) 特定元方事業者の講すべき措置 (法30条1項) 出題 ... 22択・26択

### 条文

**特定元方事業者**は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、一定事項に関する必要な措置を講じなければならない。

「**特定元方事業者**」とは、**特定事業（建設業及び造船業）**を行う**元方事業者**のことです（法15条1項、令7条1項）。

特定元方事業者が講すべき措置は、次の①～⑥の措置です。

- ① **協議組織の設置及び運営**を行うこと 出題 ... 5記・20択
- ② **作業間の連絡及び調整**を行うこと
- ③ **作業場所を巡視**すること（毎作業日に少なくとも1回） 出題 ... 20択・27択
- ④ 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する**指導及び援助**を行うこと

**！注意** 関係請負人の労働者に対し、安全又は衛生のための教育を行う義務のあるのは、特定元方事業者ではなく、関係請負人です。 出題 ... 17択・20択

- ⑤ 建設業を行う特定元方事業者にあっては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が労働安全衛生法等の規定に基づき講すべき措置についての**指導**を行うこと
- ⑥ そのほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

**P** 建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、自ら周知させるときを除き、関係請負人が新たに作業に従事することとなった労働者に対して行う当該場所の状況等の周知のための資料の提供等の措置を講じなければなりません（則642条の3）。 出題 ... 26択

## (9) 製造業等の元方事業者の講すべき措置等 (法30条の2第1項) 出題 ... 18択・22択

### 条文

**製造業**その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く）の**元方事業者**は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**作業間の連絡及び調整を行うこと**に関する措置その他必要な措置を講じなければならない。



解説  
します

製造業等を中心にアウトソーシングが拡大し、同一作業場所で指揮命令系統の異なる労働者が混在して作業することによる危険の増大が生じていることから、元方事業者及び請負人の混在作業における労働災害を防止するため、元方事業者に作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じることを義務づけた規定です。

なお、現在、「政令で定める業種」は規定されていないので、対象は造船業以外の製造業に限られます。

**参考**

講すべき措置は、製造業の元方事業者が、隨時、その元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行い、合図、標識、警報等を統一し、関係請負人に周知させる措置です（則643条の2～643条の6）。

出題… 24択

### (10) 建設物等に係る注文者の講すべき措置（法31条1項）

出題… 14択

**条文**

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を、当該仕事を行う場所において、その請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**参考**

この規定とは別に、石綿障害予防規則において、「建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に對し、当該仕事に係る建築物等における石綿等の使用状況等を通知するように努めなければならない」という規定が設けられています（石綿則8条）。

出題… 18択

### (11) 化学物質製造設備の改造等に係る注文者の講すべき措置（法31条の2）

**条文**

化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**参考**

厚生労働省令で定める作業は、化学設備の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業です（則662条の3）。

### (12) 特定作業を行う場合の労働災害防止措置（法31条の3第1項）

**条文**

建設業に属する事業の仕事を行う2以上の事業者の労働者が一つの場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（この条において「特定作業」という）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。



解説  
します

複数の事業者が建設機械等を用いる仕事を共同して行う場合（たとえば、建設現場で移動式クレーンを用いる作業）に、発注者などが労働災害防止措置を講ずることを義務づけた規定です。

### (13) 違法な指示の禁止（法31条の4）出題 14択・24択



注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、労働安全衛生法等の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

### (14) 機械等貸与者等の講すべき措置等（法33条）出題 24択



機械等貸与者は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。



解説  
します

「機械等貸与者」とは、いわゆるリース業者のことです。リース業者が貸与する機械等については、その所有権がリース業者にあるため、機械等を借りた事業者における管理が十分に行われないという問題があり、それに起因する労働災害の発生を防止するため、機械等貸与者に対して労働災害防止措置を講ずることを義務づけています。

P 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、その操作による労働災害を防止するため、その者が、その操作について必要な資格又は技能を有する者であるとの確認等の必要な措置を講じなければなりません（たとえば、オペレーター付きリースを受けた場合に、運転手の免許の有無などを確認することを義務づけた規定です）。

出題 18択

### (15) 建築物貸与者の講すべき措置（法34条）出題 18択・24択



建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りではない。



解説  
します

「建築物貸与者」とは、事務所や工場用の建物を他の事業者に貸与する者で、いわゆる雑居ビルや工場アパートのオーナーのことです。これらの者は建築物の管理権を有することから、その建築物に関する労働災害防止措置を講ずることを義務づけています。

P 一の事業者に建築物の全部を貸与する場合には、その貸与を受けた者が有効に管理をすることができますので、建築物貸与者に労働災害防止措置を講ずる義務は課されません。

(16) 重量表示 (法35条) 出題 ... 7記・24択

## 条文

一の貨物で、重量が**1トン以上**のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその**重量を表示**しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りではない。

(17) ガス工作物等設置者の義務 (法102条) 出題 ... 24択

## 条文

ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行う事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての**教示**を求められたときは、これを**教示**しなければならない。



解説  
します

地中に埋設されているガス管などの破壊は重大な労働災害に結び付くことから、その設置者が工事施工者に適切な措置を採らせるため、その措置について教示義務を課した規定です。

**参考** 「政令で定める工作物」とは、電気工作物、熱供給施設及び石油パイプラインとされています(令25条)。

## (18) 事業者等に対する使用停止命令等 (法98条1項)

都道府県労働局長又は**労働基準監督署長**は、事業者が講ずべき措置の規定など(前記(3)、(4)、(10)、(11)、(14)、(15)をいいます)に違反する事実があるときは、その違反した事業者等に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができます。

**P** このほか、都道府県労働局長又は**労働基準監督署長**は、**労働災害発生の急迫した危険**があり、かつ、**緊急の必要**があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止などの労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができます(法99条1項)。

出題 ... 18択

## 3

## 労働者の責務等

★★  
**B**

(1) 労働者の責務 (法4条) 出題 ... 12択

## 条文

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に**協力**するように**努めなければならない**。



解説  
します

職場の安全衛生は、その性質上労働者自身も積極的に守るべきところはしっかりと守るという姿勢がないと万全とはいえないため、設けられた規定です。

このほか、労働者は、②(3)及び(4)に規定する事業者が講ずべき措置に応じて、必要な事項を守らなければなりません（労働者の遵守義務）（法26条）。

## (2) 労働者の申告（法97条）

出題…18択

条文

労働者は、事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるように求めることができる。

P

事業者は、この申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

4

## 労働災害防止計画（法6条～9条）

出題…28択

C

条文

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を策定しなければならない。



解説  
します

「労働災害防止計画」とは、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画をいいます。

厚生労働大臣は、

- 労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければなりません。
- 労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。
- 労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができます。

参考

現在、平成25年度を初年度とする5年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた第12次労働災害防止計画が進められています。

出題…28択

§ 1において労働災害を防止するための事業者等の責務や講すべき措置等をみてきました。労働災害を防止する本来的な責任はもちろん事業者にあるのですが、企業の自主的活動なくしては労働災害を根絶することはできません。そこで労働安全衛生法では、企業の自主的な安全衛生活動を制度的に担保するため、安全衛生管理の組織を設置すべきことを規定しています。

この安全衛生管理の組織には、「一般組織の安全衛生管理体制」と「請負組織の安全衛生管理体制」があります。

### ◆ 一般組織の安全衛生管理体制イメージ図 ◆



#### 参考

事業場における安全衛生の最高責任者として総括安全衛生管理者が置かれ、これを補佐して安全・衛生の技術的事項を担当する実務家として安全管理者・衛生管理者が置かれるという枠組みとなっています。

※ 事業場単位での選任・設置を要します。

## 1 総括安全衛生管理者

★★★  
A

### (1) 総括安全衛生管理者 (法10条1項) 出題… 12選・24択

#### 条文

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、**総括安全衛生管理者**を選任し、その者に**安全管理者**、**衛生管理者**又は建設業等における救護に関する措置について技術的事項を管理する者の**指揮**をさせるとともに、一定の業務を**統括管理**させなければならない。

「政令で定める規模の事業場」とは、次表に該当する事業場です（令2条）。

出題… 19択・20択・23択・24択

使用労働者数	業種
常時100人以上	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業（屋外産業的業種）
常時300人以上	製造業（物の加工業を含みます）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業（屋内産業的業種・工業的業種等）
常時1,000人以上	その他の業種（屋内産業的業種・非工業的業種）

## 通>達

- 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務をもっぱら行っている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定します。
- 「使用労働者数」は、日雇労働者、パートタイマー等の数を含めて、常態として使用する数です（昭47.9.18基発602号）。

出題 … 28択

## (2) 職務内容 (法10条1項)

- ① 「安全管理者」「衛生管理者」「救護に関する措置について技術的事項を管理する者」の指揮をすること

- ② 次の業務の統括管理をすること

- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- そのほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

### 参考

v) の「厚生労働省令で定めるもの」とは、次のものです（則3条の2）。

改 29

- 安全衛生に関する方針の表明に関すること
- 「事業者の行うべき調査等」〔§1 2 (5) 参照〕又は「表示対象物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等」〔§3 4 (5) 参照〕の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

出題 … 19択



事業場等の巡視に関する規定は、設けられていません。

出題 … 16択・23択

### ! 注意

事業者は、一定の業務について総括安全衛生管理者に統括管理をさせたからといって、当該業務に係る義務を免れません。

出題 … 16択

## (3) 資格と選任 (法10条2項、則2条、3条)

出題 … 12選・19択・24択・28選

### 条文

総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。



解説します

「事業の実施を統括管理する者」が要件なので、資格、免許、研修などは必要ありません。

具体的にどのような者が該当するのかについては、工場長などの「その事業場で一番えらい人」とイメージすればよいでしょう。

- 事業者は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任しなければならず、選任したときは、**遅滞なく、所轄労働基準監督署長**に報告書を提出しなければなりません。
- 事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、**代理者**を選任しなければなりません。

## (4) 都道府県労働局長の勧告 (法10条3項) 出題…19択・26択

### 条文

都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

通>達 当該事業場の労働災害の発生率が他の同業種、同規模の事業場と比べて高く、それが総括安全衛生管理者の不適切な業務執行に基づくものであると考えられる場合等に、都道府県労働局長は当該総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができま(昭47.9.18基発602号)す。

### ワンポイント

都道府県労働局長は「勧告」できるだけで、増員や解任の命令は出せません。事業者は、総括安全衛生管理者を選任するとき、その事業場で一番えらい人を選任しています。もしも解任命令などが出されると、その事業場のナンバー2を選任せざるを得なくなり、業務の執行に支障を来すおそれがあるからです。また、勧告できるのは「労働基準監督署長」ではなく、「都道府県労働局長」です。えらい人の業務執行に対して口を出せるのは、えらい人なんです。

Lesson  
2

労働安全衛生法

## 2 安全管理者

★★★  
A

### (1) 安全管理者 (法11条1項) 出題…24択

### 条文

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、安全管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

「政令で定める業種及び規模の事業場」とは、次表に該当する事業場です(令3条)。

出題…20択・22~24択

使用労働者数	業種
常時 50人以上	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業(屋外産業的業種) 製造業(物の加工業を含みます)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業(屋内産業的業種・工業的業種等)

P 表の業種の上段は、使用労働者数が常時100人以上で総括安全衛生管理者を選任しなければならない業種です。下段は、常時300人以上で総括安全衛生管理者を選任しなければならない業種です。

## (2) 職務内容 (則6条)

総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち**安全**に係る技術的事項の管理です。

また、作業場等を**巡視**し、設備、**作業方法**等に危険のおそれがあるときは、直ちに、**その危険を防止するため必要な措置**を講じなければなりません。

**!注意** 巡視における**頻度**についての規定はありません。 出題 ... 16択・23択

**P** 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

## (3) 資格 (則5条) 出題 ... 7択・14択・22択・24択

次の①～③のいずれかに該当する者（厚生労働省令で定める資格を有する者）の中から選任しなければなりません。

① 次のいずれかに該当する者で、総括安全衛生管理者の業務のうち**安全**に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての**研修**であって厚生労働大臣が定めるものを**修了**したもの

- i) 大学等における理科系統の正規の課程を修めた者で、その後**2年以上**産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ii) 高校等において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後**4年以上**産業安全の実務に従事した経験を有するもの

② 労働安全コンサルタント (§6 1 参照)

③ そのほか、厚生労働大臣が定める者

## (4) 選任 (則4条) 出題 ... 15択

① 安全管理者は、その事業場に**専属**の者を選任しなければなりません。ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に**労働安全コンサルタント**がいるときは、**当該労働安全コンサルタントのうち1人**については、専属の者でなくとも構いません。

### ◆ 安全管理者として4人を選任した場合の例 ◆



**P** 安全管理者のうち1人は外部委託が可能ということです。ただし、その者は労働安全コンサルタントでなければなりません。

**通達** ● 「選任」すべき安全管理者の数については一般的な規定は設けられていませんが、事業場の規模等の実態に則り、必要な場合は2人以上の安全管理者を選任するように努めなければなりません（昭41.1.22基発46号）。

● 親事業者の分社化に伴い、親事業者の事業場の一部が分割された子事業者の事業場であって、双方の事業場が同一敷地内にあり、安全衛生管理が相互に密接に関連して行われているなどの要件を満たすときは、親事業者の事業場の安全管理者等（専任の安全管理者又は衛生管理者を含みます）が子事業者の事業場の安全管理者等を兼ねる場合には、それぞれ、事業場に専属の者を選任しているものと認められます（平18.3.31基発0331005号）。

- ② 次表の業種の事業場においては、その使用する労働者数に応じて、安全管理者のうち少なくとも1人を専任の安全管理者としなければなりません。

業種	使用労働者数
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	常時300人以上
道路貨物運送業、港湾運送業等	常時500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	常時1,000人以上
上記以外で安全管理者の選任が必要な業種 (過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場に限ります)	常時2,000人以上

**参考** 「専属」とは、その事業場のみに勤務する者のことをいいます。「専任」とは、その事業場のみに勤務する者で、安全管理者の職務を専ら行う者をいいます。

- ③ 事業者は、安全管理者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任しなければならず、選任したときは、**遅滞なく、所轄労働基準監督署長**に報告書を提出しなければなりません。
- ④ 事業者は、安全管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、**代理者**を選任しなければなりません。

## (5) 安全管理者の増員・解任の命令 (法11条2項)

### 条文

**労働基準監督署長**は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の**増員又は解任**を命ずることができる。

## 3

### 衛生管理者



#### (1) 卫生管理者 (法12条1項)

出題… 22択・24択

### 条文

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、**都道府県労働局長の免許を受けた者**その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、当該事業場の業務の区分に応じて、**衛生管理者**を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち**衛生**に係る技術的事項を管理させなければならない。

「政令で定める規模の事業場」とは、使用する労働者数が常時**50人以上**の事業場であり、事業場の規模に応じて右表に掲げる人数以上の衛生管理者を選任しなければなりません(令4条、則7条1項4号)。⇒ 業種は問いません。

出題… 23択・27択

常時使用する労働者数	選任人数	出題… 9択
50人以上	200人以下	1人以上
200人超	500人以下	2人以上
500人超	1,000人以下	3人以上
1,000人超	2,000人以下	4人以上
2,000人超	3,000人以下	5人以上
3,000人超		6人以上

## (2) 職務内容 (則11条) 出題 ... 6択・16択・23択

総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち衛生に係る技術的事項の管理です。また、衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

P 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

通>達 「衛生に係る技術的事項」とは、必ずしも衛生に関する専門技術的事項に限る趣旨ではなく、総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち衛生に関する具体的な事項（たとえば、労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成など）をいいます（昭47.9.18基発601号の1・602号）。

出題 ... 9択

## (3) 資格 出題 ... 22択

次の①又は②に該当する者の中から選任しなければなりません。

① 都道府県労働局長の免許を有する者（次のいずれか）（法72条1項ほか）

● 第1種衛生管理者免許 ● 第2種衛生管理者免許

● 衛生工学衛生管理者免許

② 厚生労働省令で定める資格を有する者（次のいずれか）（則10条）

● 医師 ● 歯科医師 ● 労働衛生コンサルタント（§6 1 参照）

● そのほか、厚生労働大臣の定める者

P 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含みます）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業においては、第2種衛生管理者免許のみを有する者からは、選任することができません（則7条1項3号）。

出題 ... 8択・9択・24択

## (4) 選任 (則7条)

① 卫生管理者は、その事業場に専属の者を選任しなければなりません。ただし、2人以上の衛生管理者を選任する場合において、当該衛生管理者の中に労働衛生コンサルタントがいるときは、当該労働衛生コンサルタントのうち1人については、専属の者でなくとも構いません。

出題 ... 9択・12択

通>達 派遣中の労働者はその事業場に「専属の者」には該当しません。ただし、第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することができる業種の事業場の衛生管理者及び衛生推進者については、危険有害要因が少なく、派遣中の労働者であっても衛生管理に関して適切な措置を講じることができる場合は、その事業場に「専属の者」に該当するものとします（平18.3.31基発0331004号）。

② 次の事業場においては、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければなりません。

出題 ... 9択・26択

i) 常時1,000人を超える労働者を使用する事業場

ii) 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働や健康上特に有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

## !注意

「健康上特に有害な業務」とは、労働基準法の規定により時間外労働が2時間までに制限される業務（重量物の取扱い等重激なる業務、有害放射線にさらされる業務、有害物の粉じん等が発散する場所における業務等）と同じであり、「深夜業を含む業務」は含まれません。

出題…17択

- ③ 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働や衛生工学的な措置を必要とする有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させるものにあっては、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければなりません。
- ④ 事業者は、衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければならず、選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければなりません。
- ⑤ 事業者は、衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければなりません。
- ⑥ 衛生管理者を法定の選任基準に従って選任することができないやむを得ない事由がある場合で、所轄都道府県労働局長の許可を受けたときは、法定の選任基準によらないで選任することができます（則8条）。
- ⑦ 都道府県労働局長は、必要であると認めるときは、地方労働審議会の議を経て、衛生管理者の選任を要しない2以上の事業場で、同一の地域にあるものについて、共同して衛生管理者を選任すべきことを勧告することができます（則9条）。

出題…7択

**参考** 安全管理者には、⑥や⑦のような規定はありません。

## (5) 卫生管理者の増員・解任の命令（法12条2項）

**条文**

労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

**4**

## 安全衛生推進者及び衛生推進者

★★

### (1) 安全衛生推進者等（法12条の2）

**条文**

事業者は、安全管理者を選任すべき事業場及び衛生管理者を選任すべき事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、安全衛生推進者（安全管理者を選任すべき業種以外の業種の事業場にあっては、衛生推進者）を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務を担当させなければならない。



解説  
します

労働災害の発生状況をみると、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない中小規模事業場における発生率が高くなっています。そこで、これらの事業場における安全衛生管理体制を明確にし、その安全衛生水準の向上を図るために、安全衛生業務を担当する者を選任することを義務づけました。

「厚生労働省令で定める規模の事業場」とは、次表に該当する事業場です(則12条の2)。

使用労働者数	業種	選任義務
常時 <b>10人以上</b>	安全管理者を選任すべき業種	<b>安全衛生推進者</b>
<b>50人未満</b>	上記以外の業種	<b>衛生推進者</b>

出題 … 12択・23択・  
24択

## (2) 職務内容

<b>安全衛生推進者</b>	総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち <b>安全及び衛生</b> に係る業務を担当
<b>衛生推進者</b>	総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち <b>衛生</b> に係る業務を担当

P

作業場の巡回義務はありません。

出題 … 8択・23択

## (3) 資格 (則12条の3第1項) 出題 … 24択

安全衛生推進者及び衛生推進者となる資格のある者は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習(安全衛生推進者等養成講習)を修了した者やその事業場の安全及び衛生に係る業務(衛生推進者にあっては、衛生に係る業務)を担当するため必要な能力を有すると認められる者です。

## (4) 選任 (則12条の3第1項、12条の4)

- ① 安全衛生推進者及び衛生推進者(安全衛生推進者等)は、原則として、その事業場に専属の者を選任しなければなりません。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等を選任するときは、専属の者でなくても構いません。  
出題 … 15択
- ② 事業者は、安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任しなければなりません。安全衛生推進者等を選任したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

P 周知義務はありますが、労働基準監督署への報告義務はありません。 出題 … 20択

## 5 産業医等

★★★  
A

### (1) 産業医 (法13条1項、令5条、則13条1項) 出題… 11択・22~24択

条文

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、医師のうちから**産業医**を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（「**労働者の健康管理等**」という）を行わせなければならない。

Lesson  
2

労働安全衛生法

「政令で定める規模の事業場」とは、使用する労働者数が常時**50人以上**の事業場です。

⇒ 業種は問いません。

常時**3,000人を超える**労働者を使用する事業場にあっては、**2人以上の産業医**を選任しなければなりません。

### (2) 職務内容 (則14条) 改 28

① 産業医の職務内容は、次の事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものです。

- i ) 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関するこ
- ii ) 長時間労働者に対する面接指導及びこれに準じた必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関するこ
- iii ) 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに当該検査の実施後の面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関するこ
- iv ) 作業環境の維持管理に関するこ
- v ) 作業の管理に関するこ
- vi ) i ) ~ v ) のほか、労働者の健康管理に関するこ
- vii ) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関するこ
- viii ) 衛生教育に関するこ
- ix ) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関するこ

② 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、**事業者**に対し、労働者の健康管理等について必要な**勧告**をすることができます。 出題… 7択・21選  
⇒ 事業者は、産業医から勧告を受けたときは、これを**尊重**しなければなりません (法13条3項・4項)。

③ 産業医は、**総括安全衛生管理者**に対して労働者の健康管理等について**勧告**をし、**衛生管理者**に対して**指導**又は**助言**をすることができます。 出題… 7択

P

事業者は、②、③をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。

**!注意** 医師は衛生に関する専門家であり、安全に関する専門家ではないので、安全管理者に対しては、指導や助言は行いません。

④ 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、**作業方法**又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の**健康障害を防止するため必要な措置**を講じなければなりません（則15条1項）

出題… 11択・14択・16択・21選・23択

**P** 事業者は、産業医に対し、①の職務に関する事項をなし得る権限を与えなければなりません（則15条2項）。

**参考** 事業者は、歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に**常時50人以上**の労働者を従事させる事業場については、歯又はその支持組織に関する健康管理等の事項について、適時、**歯科医師**の意見を聴くようにしなければなりません。

### (3) 資格 (法13条2項、則14条2項) 出題… 22択・24択

産業医は、**医師**であって、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければなりません。

#### 【厚生労働省令で定める要件を備えた者】

- 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者（法人に限ります）が行うものを修了した者
- 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの
- 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限ります）の職にあり、又はあった者
- そのほか、厚生労働大臣が定める者

**P** 産業医は、次に掲げる者（①及び②にあっては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除きます）以外の者のうちから選任することとされています。

改 29

- ① 事業者が法人の場合にあっては当該法人の**代表者**
- ② 事業者が法人でない場合にあっては**事業を営む個人**
- ③ 事業場においてその**事業の実施を統括管理する者**

### (4) 選任 (則13条)

① 次の事業場においては、その事業場に**専属**の者を選任しなければなりません。

i) 常時**1,000人以上**の労働者を使用する事業場

ii) 坊内における業務や一定の有害業務に常時**500人以上**の労働者を従事させる事業場

出題… 11択

**!注意** 「一定の有害業務」とは、重量物の取扱い等重激な業務、有害放射線にさらされる業務、有害物の粉じん等が発散する場所における業務、**深夜業を含む業務**等です。

出題… 17択

**ワンポイント**

専属の産業医を選任しなければならない有害業務には、「深夜業を含む業務」が含まれます。これに対して、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない有害業務には、「深夜業を含む業務」は含まれません。  
両者の違いに注意しましょう。

- ② 事業者は、産業医を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任しなければならず、選任したときは、**遅滞なく、所轄労働基準監督署長**に報告書を提出しなければなりません。
- ③ 産業医を法定の選任基準に従って選任することができないやむを得ない事由がある場合で、**所轄都道府県労働局長の許可**を受けたときは、法定の選任基準によらないで選任することができます。

**ワンポイント**

産業医については、所轄労働基準監督署長による増員又は解任命令等の行政介入の規定は設けられていません。

出題 … 6択

**(5) 産業医の選任義務のない事業場** (法13条の2) 出題 … 11択・26択**条文**

事業者は、産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。



「厚生労働省令で定める者」とは、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する**保健師**です（則15条の2第1項）。

**6****作業主任者** (法14条)

出題 … 22択

**条文**

事業者は、**高圧室内作業**その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、**都道府県労働局長の免許を受けた者**又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う**技能講習を修了した者**のうちから、当該作業の区分に応じて、**作業主任者**を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の**指揮**その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。



解説  
します

一定の危険・有害な作業について、労働災害を防止すべく、知識・経験を有する者に労働者の指揮等を行わせることにしました。事業の種類や規模ではなく、作業自体の性質に着目して選任が求められるものです。

!注意

事業者は、作業主任者を選任したときは、その氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により**関係労働者**に周知させなければなりません。労働基準監督署長への報告義務はありません（則18条）。

出題…5択

参考

「労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるもの」とは、一定の高圧室内作業、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業のほか、多種の作業が規定されています（令6条）。

出題…8択

P

当該一の作業を同一場所で行う場合において、当該作業の作業主任者を2人以上選任したときは、それぞれ作業主任者の職務の分担を定めなければなりません（則17条）。

7

## 安全委員会

★★  
B

### (1) 安全委員会の設置（法17条1項）

条文

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、一定事項を**調査審議**させ、事業者に対し意見を述べさせるため、**安全委員会**を設けなければならない。

「政令で定める業種及び規模の事業場」とは、次表に該当する事業場です（令8条）。

出題…21択

使用労働者数	業種
常時 50人以上	林業、鉱業、建設業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限ります）、運送業（道路貨物運送業、港湾運送業に限ります）、自動車整備業、機械修理業、清掃業
常時 100人以上	製造業（上記以外）、運送業（上記以外）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

### (2) 安全委員会の調査審議事項（法17条1項）

- ① 労働者の**危険**を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、**安全**に係るものに関すること
- ③ そのほか、労働者の危険の防止に関する重要事項（付議事項）

P

【付議事項】（則21条）改 29

安全委員会の付議事項には、次の事項が含まれます。

- i) 安全に関する規程の作成に関すること

- ii) 「事業者の行うべき調査等」(§12 (5) 参照) 又は「表示対象物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等」(§34 (5) 参照) の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること
- iii) 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限ります）の作成、実施、評価及び改善に関すること
- iv) 安全教育の実施計画の作成に関すること
- v) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること

### (3) 安全委員会の構成 (法17条2項~5項)

#### 条文

安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、i) の者である委員は、1人とする。

- i) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- ii) 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- iii) 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

- ① 委員会の議長には、i) の委員がなるものとされています。出題… 7択
- ② 事業者は、議長となるべき委員（総括安全衛生管理者等）以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければなりません。出題… 6択・16択・26択

- P ● ①及び②の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用されません。出題… 7択
- 派遣労働者が安全に関し経験を有する者である場合には、派遣先事業者は当該派遣中の労働者を安全委員会の委員に指名することができます。出題… 19択

- 通達 委員会の構成員の員数については、事業場の規模、作業の実態に即し、適宜に決定すべきものとされています（昭41.1.22基発46号）。出題… 21択

## 8

### 衛生委員会

★★  
**B**

#### (1) 卫生委員会の設置 (法18条1項)

#### 条文

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、一定事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

「政令で定める規模の事業場」とは、使用する労働者数が常時**50人以上**の事業場です（令9条）。⇒ 業種は問いません。

出題… 21択

## (2) 衛生委員会の調査審議事項 (法18条1項)

- ① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
- ④ そのほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項（付議事項）

**P** 事業者は、産業医の選任に当たって、委員会に調査審議させ、その意見を聞く必要はありません。

出題… 14択

### **P** 【付議事項】(則22条) **改 29**

衛生委員会の付議事項には、次の事項が含まれます。

- i) 卫生に関する規程の作成に関すること
- ii) 「事業者の行うべき調査等」(§1 **2** (5) 参照) 又は「表示対象物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等」(§3 **4** (5) 参照) の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること
- iii) 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限ります）の作成、実施、評価及び改善に関すること
- iv) 卫生教育の実施計画の作成に関すること
- v) 新規化学物質の有害性の調査の規定等により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- vi) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- vii) 定期に行われる健康診断、指示を受けて行われる臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- viii) 労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること
- ix) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関すること
- x) 労働者の精神的健康の保持増進を図るために対策の樹立に関すること
- xi) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること

出題… 21択

出題… 16択

**通>達** vii) の「健康診断の結果」は、職場の健康管理対策に資することができる内容のものであればよく、受診労働者個々の健康診断の結果は含みません（昭63.9.16基発602号）。

出題… 14択

## (3) 衛生委員会の構成 (法18条2項～4項) **出題… 21択**

### 条文

衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、i) の者である委員は、1人とする。

- i) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場において

- てその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- ii) **衛生管理者**のうちから事業者が指名した者
  - iii) **産業医**のうちから事業者が指名した者
  - iv) 当該事業場の労働者で、**衛生**に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

- ① 委員会の**議長**は、i) の委員がなるものとされています。
- ② 事業者は、**議長となるべき委員（総括安全衛生管理者等）以外の委員の半数**については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の**推薦**に基づき指名しなければなりません。出題… 16択
- 参考** ①及び②の規定は、安全委員会と同様、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における**労働協約**に別段の定めがあるときは、その限度において適用されません。
- ③ 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している**作業環境測定士**であるものを衛生委員会の委員として指名することができます。  
⇒「指名」は義務ではなく、事業者の任意です。出題… 8択・12択

- 通>達** 卫生委員会の構成員としなければならない産業医は、雇用形態及び専属であるか否かは問いません（昭63.9.16基発601号の1）。出題… 16択
- P** 派遣労働者が衛生に関し経験を有する者である場合には、派遣先事業者は当該**派遣中の労働者**を衛生委員会の委員に指名することができます。出題… 19択

**9****安全衛生委員会** (法19条1項)出題… 12択**B****条文**

事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、**安全衛生委員会**を設置することができる。

安全委員会を設置すべき事業場は、衛生委員会の設置も必要となります。そこで、安全及び衛生についての委員会を一度で開催できるよう、安全委員会及び衛生委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる旨、規定しています。出題… 21択



解説  
します

「調査審議事項」「構成員」「委員の指名」などについては、安全委員会、衛生委員会の規定に準じます。

**【委員会の開催等】** (則23条) 出題… 5択・8択・16択・21択

- 委員会の設置について、報告義務はありません。

- 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようしなければなりません。
- 事業者は、委員会の開催のつど、遅滞なく、委員会における議事の概要を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によって労働者に周知させなければなりません。

**!注意** 開催状況等を行政官庁へ報告する義務はありません。 **出題** … 20択

- 事業者は、委員会の議事で重要なものについては記録を作成し、これを**3年間**保存しなければなりません。

**P** 委員会の設置が義務づけられていない事業場の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聞くための機会を設けるようにしなければなりません（則23条の2）。

**出題** … 14択・26択

### ◆ 派遣労働者に対する安全衛生管理体制の適用 ◆ **出題** … 19択・27択

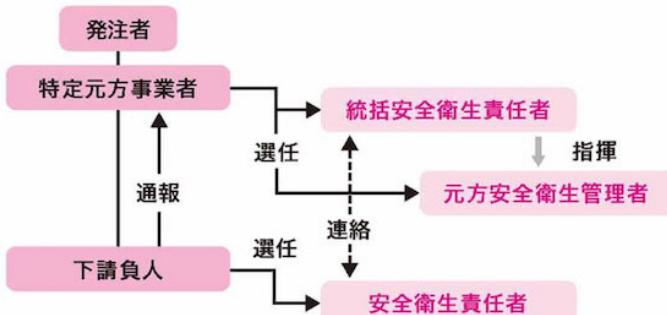
	派遣元	派遣先
総括 安全衛生 管理者	○ (派遣労働者を含めて選任要件となる労働者数を算定)	○ (派遣労働者を含めて選任要件となる労働者数を算定)
安全管理者	✗	○
安全委員会	○ (派遣労働者を含めないで選任・設置要件となる労働者数を算定)	○ (派遣労働者を含めて選任・設置要件となる労働者数を算定)
衛生管理者	○	○
衛生委員会	○ (派遣労働者を含めて選任・設置要件となる労働者数を算定)	○ (派遣労働者を含めて選任・設置要件となる労働者数を算定)
産業医		

※「○」は選任・設置義務あり。「✗」は選任・設置義務なし。

## 10 総括安全衛生責任者

**B**

### ◆ 請負組織の安全衛生管理体制イメージ図 ◆



※ 作業を行う場所単位での選任を要します。

## (1) 統括安全衛生責任者 (法15条1項、令7条) 出題… 5記・22択

## 条文

元方事業者のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（「特定事業」という）を行う者（「特定元方事業者」という）は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、特定元方事業者が講すべき措置に関する事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。



解説します

建設業や造船業では、元方事業者、下請事業者それぞれの労働者が同一の場所で混在して作業を行うため、連携不足による労働災害発生の危険があります。そこで、元方事業者、下請事業者がそれぞれ設けている安全衛生管理体制とは別に、特別の安全衛生管理体制を設けるようにしました。

「政令で定める業種に属する事業」とは、造船業です。したがって、特定事業とは建設業及び造船業です。

選任すべき事業者の要件（「政令で定める労働者の数未満」以外の場合）は、次のとおりです。

出題… 7択・20択

元方事業者の仕事	労働者の合計数*
下記以外の仕事	常時50人以上
・ずい道等の建設の仕事 ・一定の橋梁の建設の仕事 ・圧気工法による作業を行う仕事	常時30人以上

\*「労働者の合計数」とは、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の数の合計です。

## (2) 職務内容 (法15条1項)

- ① 元方安全衛生管理者の指揮をすること
- ② § 1 ② (8) 特定元方事業者の講すべき措置に関する事項の統括管理をすること

!注意 特定元方事業者が講すべき措置には、作業場所を巡視することに関する措置が含まれているので、統括安全衛生責任者には、作業場所を巡視することに関する措置を講じる義務があります。

出題… 20択

### (3) 資格と選任 (法15条2項)

#### 条文

統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。



解説します

「事業の実施を統括管理する者」が要件なので、資格、免許、研修などは必要ありません。総括安全衛生管理者の場合と同じで、具体的には現場監督など「その現場で一番えらい人」とイメージすればよいでしょう。

### (4) 報告等 (則20条、664条1項)

- 特定元方事業者は、統括安全衛生責任者を選任しなければならないときは、作業の開始後、遅滞なく、その旨及びその氏名を、当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければなりません。
- 統括安全衛生責任者が、旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければなりません（元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、店舗安全衛生管理者についても同様です）。

### (5) 事業者への勧告 (法15条5項)

都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、統括安全衛生責任者の業務の執行について当該統括安全衛生責任者を選任した事業者に勧告することができます。

通>達

特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者が一の場所で行う仕事に係る労働災害の発生率が他の同業種、同規模の仕事と比べて高く、それが統括安全衛生責任者の不適切な業務執行に基づくものであると考えられる場合等、労働災害を防止するため必要があると認めるときに、勧告が行われます（昭47.9.18基発602号）。

出題…20択

11

## 元方安全衛生管理者

★★  
B

### (1) 元方安全衛生管理者 (法15条の2第1項) 出題…5記・8択

#### 条文

統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業を行うものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、元方安全衛生管理者を選任し、その者に特定元方事業者が講すべき措置に関する事項のうち技術的事項を管理せなければならない。

!注意

選任すべき事業者は、統括安全衛生責任者を選任した建設業の元方事業者です。造船業においては、選任義務はありません。

## (2) 職務内容

特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項のうち、**技術的事項**の管理です。

## (3) 資格 (則18条の4)

次の①、②又は「厚生労働大臣が定める者」のいずれかに該当する者（厚生労働省令で定める資格を有する者）の中から選任しなければなりません。

- ① 大学等における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後**3年以上**建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ② 高校等において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後**5年以上**建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

## (4) 報告等 (則18条の3、664条1項)

- 元方安全衛生管理者は、その事業場に**専属**の者を選任しなければなりません。

**出題… 8択**

- 特定元方事業者は、元方安全衛生管理者を選任しなければならないときは、作業の開始後、**遅滞なく**、その旨及びその氏名を、当該場所を管轄する**労働基準監督署長**に**報告**しなければなりません。

## (5) 事業者への命令 (法15条の2第2項) **出題… 7択**

**労働基準監督署長**は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、当該元方安全衛生管理者を選任した**事業者**に対し、元方安全衛生管理者の**増員又は解任**を命ずることができます。

## 12 安全衛生責任者

**C**

### (1) 安全衛生責任者 (法16条1項) **出題… 5記・6択**

#### 条文

統括安全衛生責任者を選任すべき場合において、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の**請負人**で、当該仕事を自ら行うものは、**安全衛生責任者**を選任し、その者に統括安全衛生責任者との**連絡**その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

## (2) 職務内容 (則19条)

- ① 統括安全衛生責任者との**連絡**を行うこと
- ② 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡を行うこと 等

## (3) 通報 (法16条2項)

安全衛生責任者を選任した請負人は、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、**遅滞なく**、その旨を**通報**しなければなりません。

## (1) 店社安全衛生管理者 (法15条の3第1項) 出題…5記

## 条文

**建設業**に属する事業の**元方事業者**は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所（これらの労働者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る**請負契約を締結している事業場ごとに**、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、**店社安全衛生管理者**を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における特定元方事業者が講すべき措置に関する事項を担当する者に対する**指導**その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。



解説します

中小規模の建設現場においては、統括安全衛生責任者等を選任し、管理体制を整えることが困難なことが考えられます。そこで、そのような現場においても労働災害の防止が図られるように、店社（本社、支店、営業所など）に一定の資格を有する店社安全衛生管理者を選任し、それらの者が作業現場の指導などを行っていくようにしました。

次の仕事を行う場合に選任しなければなりません（則18条の6第1項）。

元方事業者の行う仕事	労働者の合計数 <sup>※</sup>
・ずい道等の建設の仕事 ・一定の橋梁の建設の仕事 ・圧気工法による作業を行う仕事	常時20人以上 30人未満
・主要構造部が鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事	常時20人以上 50人未満

※「労働者の合計数」とは、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の数の合計です。

## 参考

統括安全衛生責任者及び元方安全管理者の職務を行う者を選任している場合には、店社安全衛生管理者の選任を要しません（則18条の6第2項）。

## (2) 職務内容 (則18条の8)

- ① 仕事を行う場所（建設現場）における特定元方事業者の講すべき措置を担当する者に対する指導を行うこと
- ② 少なくとも**毎月1回**、労働者が作業を行う場所を巡視すること
- ③ 労働者の作業の種類その他作業の実施状況を把握すること

- ④ 協議組織の会議に隨時参加すること
- ⑤ 仕事の工程計画及び機械・設備等の配置計画に関して、当該機械・設備等を使用する関係請負人の講ずべき措置が講ぜられていることについて確認すること

### (3) 資格 (則18条の7)

次の①又は②などに該当する者（厚生労働省令で定める資格を有する者）の中から選任しなければなりません。

- ① 大学等を卒業した者で、その後**3年以上**建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ② 高校等を卒業した者で、その後**5年以上**建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

### (4) 報告 (則664条1項)

特定元方事業者は、店社安全衛生管理者を選任しなければならないときは、作業の開始後、**遅滞なく**、その旨及びその氏名を、当該場所を管轄する**労働基準監督署長**に報告しなければなりません。

## 14 安全管理者等に対する教育等

(法19条の2)

C

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、**安全管理者**、**衛生管理者**、**安全衛生推進者**、**衛生推進者**その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るために教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければなりません。

**参考** 「その他労働災害の防止のための業務に従事する者」には、**作業主任者**及び**元方安全衛生管理者**が含まれます。

## 15 講習の指示

(法99条の2第1項)

出題 … 23択

C

**都道府県労働局長**は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の**総括安全衛生管理者**、**安全管理者**、**衛生管理者**、**統括安全衛生責任者**その他労働災害の防止のための業務に従事する者（労働災害防止業務従事者）に都道府県労働局長の指定する者が行う**講習を受けさせるよう指示**することができます。

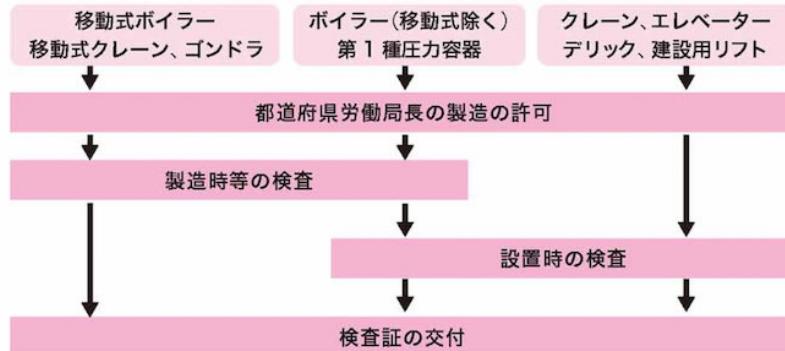
## 1

## 特定機械等に関する規制

★★  
B

特に危険な作業を必要とする機械等については、欠陥があると重大かつ大規模な労働災害を引き起こすおそれがあるため、「特定機械等」として定められ、設計、製造の段階から規制を加え、安全性能の確保を図ることとしています。

## ◆ 特定機械等の製造から設置・使用までの流れ ◆



## (1) 製造の許可 (法37条) 出題 … 11択・14択・25択

## 条文

- ① 特に危険な作業を必要とする機械等として別表1に掲げるもので、政令で定めるもの（「**特定機械等**」という）を製造しようとする者は、あらかじめ、**都道府県労働局長の許可**を受けなければならない。
- ② **都道府県労働局長**は、**許可**の申請があった場合には、その申請を審査し、申請に係る**特定機械等**の構造等が**厚生労働大臣の定める基準**に適合していると認めるときでなければ、**許可**をしてはならない。

別表1に掲げるもので、政令で定める**特定機械等**は、次のものです（令12条）。

- **ボイラー**（小型ボイラー等を除きます）
- **第1種圧力容器**（小型圧力容器等を除きます）
- **クレーン**（つり上げ荷重が3トン以上のもの、スタッカーボークレーンは1トン以上のもの）
- **移動式クレーン**（つり上げ荷重が3トン以上のもの）
- **デリック**（つり上げ荷重が2トン以上のもの）
- **エレベーター**（積載荷重が1トン以上のもの）
- **建設用リフト**（ガイドレールの高さが18メートル以上のもの）
- **ゴンドラ**

## (2) 製造時等の検査等 (法38条1項)

### ① 検査

#### 条文

特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（「登録製造時等検査機関」という）の検査を受けなければならない。

特定機械等の「製造」「輸入」「一定期間設置されなかつたものの設置」「使用廃止後の再設置・再使用」について検査を受けることを規定しました。

製造時等の検査の対象となるのは、ボイラー、第1種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラです。



解説します

検査を行う検査機関については、右表の区分になります。

種類	検査機関
特別特定機械等以外のもの	都道府県労働局長
特別特定機械等	登録製造時等検査機関

参考 特別特定機械等は「ボイラー」及び「第1種圧力容器」とされています（ボイラー則2条の2）。

P 登録製造時等検査機関の登録については、外国に立地する者についても登録を受けることができ、この登録を受けた者（外国立地機関）の検査を受けた特定機械等は、日本国内で改めて検査を受ける必要はありません。登録性能検査機関や登録個別検定機関、登録型式検定機関についても、同様です。

改 28

製造後すぐに設置されなかつた特定機械等を設置する場合の検査対象となる「厚生労働省令で定める期間」とは、次表のとおりです（ボイラー則12条1項ほか）。

特定機械等	原則	保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものの場合
ボイラー・第1種圧力容器・ゴンドラ	1年以上	2年以上
移動式クレーン	2年以上	3年以上

### ② 検査証の交付 (法39条1項)

都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、製造時等検査に合格した移動式の特定機械等（移動式ボイラー・移動式クレーン・ゴンドラ……つまり設置せずに使用するもの）について、検査証を交付します。

⇒ 移動式以外の特定機械等については、次の「設置時等の検査」を受けなければなりません。

### (3) 設置時等の検査等 (法38条3項)

#### ① 検査

##### 条文

特定機械等（移動式のものを除く）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したもの再び使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、**労働基準監督署長**の検査を受けなければならない。



解説します

移動式のものは設置をしないため、移動式ボイラー、移動式クレーン、ゴンドラは設置時の検査の対象とはなりません。

出題…7択

これに対して、変更を加えたときの検査（変更検査）及び休止したものを再び使用するときの検査（使用再開検査）については、移動式のものも対象となります。

建設用リフトは、その性質上、使用再開検査の対象となります。

参考 設置に係る検査のことを落成検査ともいいます。

#### ② 検査証の交付等 (法39条2項・3項) 出題…14択

労働基準監督署長は、設置時等の検査で、特定機械等の設置に係るもの（落成検査）に合格した特定機械等について、**検査証**を交付します。

労働基準監督署長は、設置時等の検査で、特定機械等の部分の**変更**（変更検査）又は**再使用**（使用再開検査）に係るものに合格した特定機械等について、当該特定機械等の検査証に、裏書を行います。



製造時等の検査や設置時等の検査による検査証又は裏書を受けていない特定機械等は、使用してはなりません。また、検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡や貸与をしてはなりません（法40条）。

出題…10択・14択

### (4) 検査証の有効期間及び更新 (法41条ほか)

#### ① 検査証の有効期間は、特定機械等の種類に応じて、次の期間となります。

特定機械等	有効期間
ボイラー・第1種圧力容器・エレベーター・ゴンドラ	1年
クレーン・移動式クレーン・デリック	2年
建設用リフト	設置から廃止まで

#### ② 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録性能検査機関）が行う性能検査を受けなければなりません。

## 2 特定機械等以外の機械等に関する規制

★★  
B

### (1) 譲渡等の制限等 (法42条) 出題… 10択

特定機械等以外の機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険もしくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはなりません。

**参考** 対象となる機械等には、①ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置、②第2種圧力容器、③小型ボイラー、④小型圧力容器、⑤プレス機械又はシャーの安全装置、⑥クレーンの過負荷防止装置、⑦防じんマスク、⑧防毒マスク、⑨保護帽、⑩電動ファン付き呼吸用保護具などがあります（法別表2、令13条）。

### (2) 局所防護措置 (法43条) 出題… 10択・14択・22選

動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分もしくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡もしくは貸与の目的で展示してはなりません。

#### ワンポイント

「譲渡等の制限等」などは、安全性が確認できない機械等について、流通させないようにしたものです。これに対して、次の「個別検定」と「型式検定」は、所定の規格を具備しているか否かの判定が困難な機械等について、その判定を専門機関において実施する必要があることから、設けられた制度です。ちなみに、検定のうち、大量生産されるものの、検定により性能が劣化するものなど個々に検定を実施することが難しいものについては、「型式検定」としてサンプルについて検定を実施することにしています。

### (3) 個別検定 (法44条)

譲渡等の制限等に係る機械等（型式検定の対象となる機械等を除きます）のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録個別検定機関）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければなりません。

**参考** 個別検定の対象となる機械等は、①ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの、②第2種圧力容器、③小型ボイラー、④小型圧力容器の4種類です（法別表3、令14条）。

**P** 個別検定に合格した場合、前記①の機械等については見やすい箇所に個別検定合格標章を付し、②～④の機械等については見やすい箇所に刻印を押し、又は刻印を押しした銘板を取り付けることにより、合格した旨の表示を付さなければなりません。合格した旨の表示が付されていないものは、使用してはなりません。

⇒ 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、合格した旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはなりません。

#### (4) 型式検定 (法44条の2) 出題 8択

譲渡等の制限等に係る機械等のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（**登録型式検定機関**）が行う当該機械等の**型式についての検定**を受けなければなりません。

##### 参考

型式検定の対象となる機械等には、①ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの、②プレス機械又はシャーの安全装置、③クレーンの過負荷防止装置、④防じんマスク、⑤防毒マスク、⑥保護帽、⑦電動ファン付き呼吸用保護具などがあります（法別表4、令14条の2）。

##### P

登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、**型式検定合格証**を申請者に交付します。型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示（**型式検定合格標章**）を付さなければなりません。合格した型式の機械等である旨の表示が付されていないものは、使用してはなりません。出題 7択

⇒ 型式検定に合格した機械等以外の機械等には、型式検定合格標章を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはなりません。

#### 【有効期間】 (法44条の3ほか)

- 型式検定合格証には**有効期間**が定められています。
- 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、**型式検定**を受けなければなりません。

機械等	有効期間
防じんマスク・防毒マスク	5年
上記以外	3年

### 3

### 機械等に係る自主検査

### B

#### (1) 定期自主検査 (法45条1項) 出題 10択

事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、**定期に自主検査**を行い、及びその結果を記録しておかなければなりません。

##### 参考

政令で定める機械等には、「特定機械等」「動力により駆動されるプレス機械」などの機械等があります（令15条1項）。

##### P

定期自主検査の結果の記録は、**3年間**保存しておかなければなりません（則135条の2）。

#### (2) 特定自主検査 (法45条2項、54条の3) 出題 8択・10択・11択

事業者は、定期自主検査の対象となる機械等で政令で定めるものについて定期自主検査のうち**特定自主検査**を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める**資格を有するもの**又は厚生労働大臣もしくは都道府県労働局長の登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について**特定自主検査**を行う者（**検査業者**）に実施させなければなりません（検査技術が難しいため、専門的知識を持つ者に限り行うことができるようになりました）。

**P** 定期自主検査を要する機械等のうち、特定自主検査の対象となる機械等（対象機械等）は、次のものです（令15条2項）。

- 動力により駆動されるプレス機械
- 不整地運搬車
- 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車

- フォークリフト
- 車両系建設機械

これらの機械等の定期自主検査のうち1年以内に1回（不整地運搬車は2年以内に1回）行わなければならないものが特定自主検査になります。

⇒ 特定機械等は、定期自主検査は行わなければなりませんが、特定自主検査の対象ではありません。

出題… 7択

## 4 危険物及び有害物に関する規制

★★  
**B**

### (1) 製造等の禁止（法55条）

#### 条文

黄りんマッチ、ベンジン、ベンジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。



解説  
します

体内に吸収されることによって疾病の原因となり得る物質について、労働者の健康障害を防止するため規制を設けたものです。現在の技術力では健康障害を防止する十分な防護方法がないものは、原則として製造等を禁止します。その他の有害物であっても、ある程度の有害性が認められるものは、万全を期すため、(2)の規定により製造を許可制としています。

#### ① 製造等が禁止される物質（令16条1項）

黄りんマッチ、ベンジン、石綿、ベンジンを含有する製剤、石綿を含有する製品等です。

#### ② 製造等禁止の特例（令16条2項）

試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合に限り、次の要件を満たすことで製造等が認められます。

- あらかじめ都道府県労働局長の許可を受けること
- 厚生労働大臣が定める基準に従って製造し又は使用すること

出題… 11択

### (2) 製造の許可（法56条）

出題… 11択

#### 条文

ジクロルベンジン、ジクロルベンジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- P** 厚生労働大臣は、許可の申請があった場合には、その申請を審査し、製造設備、作業方法等が**厚生労働大臣の定める基準**に適合していると認めるとときでなければ、許可をしてはなりません。

**参考** 製造の許可を受けなければならない物質（製造許可物質）は、ジクロルベンジン、ジクロルベンジンを含有する製剤、塩素化ビフェニル（P C B）等です（令17条、別表3）。

### ワンポイント

製造許可物質は、**厚生労働大臣の許可**を受けなければならないのに対し、それよりも健康に害のある製造等禁止物質の製造等の許可は、**都道府県労働局長**でOKってことになっています。

通常、重要なものほど、より上の人の許可が必要になるように感じますが、製造等禁止物質は試験研究のために限って認められるものであり、研究所などの一定の場所に限定して使用されるので、狭い範囲で把握していれば問題ありません。これに対して、製造許可物質は、製造後、日本全国に出荷される可能性もあるので、厚生労働大臣が把握しておかなければならぬのです。

## (3) 表示等 (法57条)

- ① 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に**危険を生ずるおそれのある物**で政令で定めるもの  
② ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に**健康障害を生ずるおそれのある物**で政令で定めるもの  
③ 製造許可物質

①、②（表示対象物）又は③を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するとき）にあっては、その容器）に一定の事項を**表示**しなければなりません。

**P** その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、表示を要しません（一般消費者が生活で使用するものは、労働安全衛生法の管轄外であり、別の法律で規制しているからです）。

### 【表示事項】 (法57条1項) 改 29 出題… 11択

容器又は包装に表示しなければならない事項は、次の事項です。

- 名称
- 人体に及ぼす作用
- 貯蔵又は取扱い上の注意
- そのほか厚生労働省令で定める事項

**参考** 容器に入れ又は包装する方法以外の方法（タンクローリーによる輸送やバイオラインによる輸送など）により譲渡し、又は提供する者は、表示事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければなりません。

## (4) 文書の交付等 (法57条の2)

- ① 労働者に**危険**又は**健康障害を生ずるおそれのある物**で政令で定めるもの  
② 製造許可物質

①又は②（通知対象物）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する一定の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければなりません。

⇒ 表示等の規定により文書を交付する者（(3)の参考）にあっては、それらの事項は除きます。

(P) 主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、通知の必要がありません。

#### 【通知事項】（法57条の2第1項）

文書によって通知しなければならない事項は、次の事項です。

- 名称
- 成分及びその含有量
- 物理的及び化学的性質
- 人体に及ぼす作用
- 貯蔵又は取扱い上の注意
- 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- そのほか厚生労働省令で定める事項

参考 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付等の方法により、変更後の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければなりません。

(P) 事業者は、文書の交付等の規定により通知された事項を、化学物質等で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等の方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければなりません（法101条2項）。

#### （5）表示対象物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等

（法57条の3第1項・2項） 改 29

事業者は、表示対象物及び通知対象物（調査対象物）による危険性又は有害性等を調査しなければなりません。

⇒ この調査の結果に基づいて、労働安全衛生法等の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

(P) 調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除きます）は、調査対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき等に行います。

⇒ 事業者は、調査を行ったときは、所定の事項を、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければなりません（則34条の2の7第1項、34条の2の8第1項）。

#### （6）新規化学物質の有害性の調査（法57条の4）

##### ① 調査

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければなりません。

参考	<b>新規化学物質</b>	既存の化学物質として政令で定める物質以外の化学物質
	<b>有害性の調査</b>	新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査

**P** 有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を、速やかに講じなければなりません。

### ② 有害性の調査を必要としない場合 (法57条の4第1項、令18条の4) 出題 ... 6択・9択

次のいずれかに該当するときは、①の有害性の調査を行う必要はありません。

- i) 新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき
- ii) 新規化学物質に関し、すでに得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき
- iii) 新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき
- iv) 新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき
- v) 一の事業場における新規化学物質の1年間の製造量又は輸入量が100キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき  
⇒ v)の確認の有効期間は2年間です(則34条の11)。

**P** i)、ii)、v)の確認を受けようとする場合は、製造又は輸入しようとする日の30日前までに申請書を厚生労働大臣に提出しなければなりません(則34条の5ほか)。

### ③ 名称の公表 (法57条の4第3項、則34条の14) 出題 ... 9択

厚生労働大臣は、新規化学物質に係る届出があった場合には、当該新規化学物質の名称を公表します。

⇒ 名称の公表は、届出の受理等があった後1年内に、「3カ月以内ごとに1回、定期に、官報に掲載する」という方法で行います。

### ④ 事業者への勧告 (法57条の4第4項) 出題 ... 7択

厚生労働大臣は、新規化学物質に係る届出があった場合には、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができます。

## (7) 有害性の調査の指示 (法57条の5)

厚生労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者等に対し、有害性の調査(当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができます。

**P** 厚生労働大臣は、指示を行おうとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければなりません。

## 1 安全衛生教育

★★★  
A

## (1) 雇入れ時及び作業内容変更時の教育 (法59条1項・2項) 出題… 13択

Lesson  
2

労働安全衛生法

## 条文

- ① 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する**安全又は衛生のための教育**を行わなければならない。
- ② ①の規定は、労働者の**作業内容を変更**したときについて準用する。

## !注意

雇入れ時及び作業内容変更時の教育は、事業場の業種・規模、労働者の雇用形態・業務を問わず、遅滞なく実施しなければなりません。

出題… 17択・22択

## 通達

- 「作業内容を変更したとき」とは、異なる作業に転換したときや作業設備、作業方法等について大幅な変更があったときを指します(昭47.9.18基発602号)。
- 雇入れ時・作業内容変更時の教育、特別教育及び職長等の教育の実施に要する時間は労働時間であるので、当該教育が法定時間外に行われた場合には、割増賃金を支払わなければなりません(昭47.9.18基発602号)。

出題… 17択・26択

## 【教育項目】(則35条1項)

- i) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- ii) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- iii) 作業手順に関するこ
- iv) 作業開始時の点検に関するこ
- v) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関するこ
- vi) 整理、整頓及び清潔の保持に関するこ
- vii) 事故時等における応急措置及び退避に関するこ
- viii) そのほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

## 【教育の省略】(則35条) 出題… 22択

- i) 教育事項の**全部又は一部**に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができます。
- ii) 屋内産業的業種・非工業的業種の事業場(§2 1 (1) 参照)の労働者については、前記の教育項目のうち i) ~ iv) についての教育を省略することができます。



- 事業者は、指定事業場又は所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して**指定**する事業場について、(1)~(3)の安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければなりません。
- ⇒ この場合、事業者は、4月1日から翌年3月31日までに行った当該教育の実施結果を、毎年4月30日までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません(則40条の3)。

出題… 13択・26択

出題… 26択

## (2) 特別教育 (法59条3項)

### 条文

事業者は、**危険又は有害な業務**で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、当該業務に関する**安全又は衛生**のための**特別の教育**を行わなければならない。

- ① 特別教育は、労働者を一定の危険有害業務（研削といしの取替え業務、動力プレスの金型の取付け等の業務、アーク溶接等の業務、最大荷重1トン未満のフォークリフト・伐木等機械の運転（道路上を走行させる運転を除きます）の業務、建設用リフトの運転の業務、石綿等が使用されている建築物の解体等に係る業務等）に就かせる場合に実施しなければなりません（則36条）。 出題 ... 8択・21択

- P** 特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目について特別教育を省略することができます（則37条）。 出題 ... 7択・22択

- ② 事業者は、**特別教育**を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを**3年間**保存しておかなければなりません（則38条）。 出題 ... 17択・22択

- !注意** 「雇入れ時及び作業内容変更時の教育」並びに「職長等の教育」に関しては、記録の作成及び保存の義務はありません。

- P** 事業者は、特別教育を行った場合において、当該特別教育を受講した労働者に対して修了証明書を交付する必要はありません。 出題 ... 13択

- 通>達** 特別教育及び職長等の教育を企業外で行う場合の講習会費、講習旅費等については、事業者が負担すべきものとされています（昭47.9.18基発602号）。 出題 ... 13択

## (3) 職長等の教育 (法60条) 出題 ... 13択

### 条文

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、**新たに職務につくこととなった職長**その他の作業中の労働者を直接**指導又は監督する者**（**作業主任者**を除く）に対し、次の事項について、**安全又は衛生のための教育**を行わなければならない。

- 作業方法の決定及び労働者の配置に関するこ
- 労働者に対する指導又は監督の方法に関するこ
- そのほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの



解説  
します

職長等の教育は、「新たに」職長などの現場監督者の職務に就くこととなった者に、部下に対する監督指導方法などを教育するものです。

職長等の教育の対象となる業種は、次の①～⑥の業種です（令19条）。 出題…22択

- ① 建設業 ② 製造業（一定のものを除きます） ③ 電気業  
④ ガス業 ⑤ 自動車整備業 ⑥ 機械修理業

P 職長等の教育に係る教育事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができます（則40条3項）。

### ◆ 派遣労働者に対する適用 ◆ 出題…17択・19択・26択・27択

	派遣元事業者	派遣先事業者
雇入れ時の教育	実施義務あり	実施義務なし
作業内容変更時の教育	実施義務あり	実施義務あり
特別教育	実施義務なし	実施義務あり
職長等の教育	実施義務なし	実施義務あり

#### (4) その他の教育（法60条の2第1項）

事業者は、雇入れ時及び作業内容変更時の教育、特別教育並びに職長等の教育のほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、**危険又は有害な業務に現に就いている者**に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければなりません。

## 2 就業制限等

★★  
**B**

#### (1) 就業制限（法61条1項） 出題…28択

##### 条文

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、**都道府県労働局長**の当該業務に係る**免許を受けた者**又は**都道府県労働局長**の登録を受けた者が行う当該業務に係る**技能講習を修了した者**その他厚生労働省令で定める**資格を有する者**でなければ、当該業務に就かせてはならない。

解説します

就業制限業務に就くことができる者以外の者は、当該業務を行うことが禁止されています。

就業制限業務に就くことができる者は、その業務に従事するときは、その免許証等その資格を証する書面を携帯していかなければなりません。

##### 【政令で定める就業制限業務】（令20条）

- ① 発破の点火、残薬の点検及び処理等の業務（免許を受けた者等） 出題…8記  
② 制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務（免許を受けた者）  
③ ポイラー（小型ポイラーを除きます）の取扱いの業務（免許を受けた者又は技能講習を修了した者）

④ 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除きます）の業務（技能講習を修了した者等）

出題… 21択・27選

⑤ 作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除きます）の業務（技能講習を修了した者等） 等

出題… 22択・28択

P クレーン・デリック運転士免許を受けた者は、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務に就くことができますが、つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除きます）の業務に就くためには、**移動式クレーン運転士免許**が必要です。

出題… 28択

**参考** 職業能力開発促進法による認定職業訓練を受ける労働者であって、技能を修得させるため就業制限業務に就かせる必要があるものについて、所定の要件のもとで就業制限業務に就かることができます（法61条4項、則42条）。

## （2）中高年齢者等についての配慮（法62条）

**条文**

事業者は、**中高年齢者**その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて**適正な配置**を行うように努めなければならない。

**3**

**免許**（法72条1項）

**C**

**条文**

衛生管理者、作業主任者又は就業制限業務に係る免許は、**都道府県労働局長**の行う免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、**免許証**を交付して行う。

## （1）免許試験（法75条1項・2項）

- ① 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、**都道府県労働局長**が行います。  
② 免許試験は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによって行います。

**参考** 作業主任者又は就業制限業務に係る技能講習は、一定の区分ごとに、学科講習又は実技講習によって行います（法76条1項）。

### 【受験手続・受講手続】（則71条、80条）

- 免許試験を受けようとする者は、免許試験受験申請書を都道府県労働局長又は指定試験機関に提出しなければなりません。
- 技能講習を受けようとする者は、技能講習受講申込書を技能講習を行う**登録教習機関**に提出しなければなりません。

出題… 21択

## （2）欠格（法72条）

- ① 次のいずれかに該当する者には、免許を与えません。

- i) 免許を取り消され、その取消しの日から起算して**1年**を経過しない者

出題… 11択

**!注意** 「心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者」として免許を取り消された者は、この規定の対象ではありません。

## ii) そのほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

### 参考

「厚生労働省令で定める者」は、次の者です（則63条、高気圧則48条ほか）。

- 満18歳に満たない者（ガス溶接作業主任者免許等）
- 満20歳に満たない者（高圧室内作業主任者免許のみ）

② 就業制限業務に係る免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、当該免許を与えないことがあります。

⇒ 都道府県労働局長は、免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければなりません。

## (3) 有効期間（法73条ほか）

免許には、有効期間を設けることができます。

⇒ 現在、有効期間が設けられているのは、特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許（2年間）だけです。

出題… 7択

## (4) 免許の取消し等（法74条、則66条）

● 都道府県労働局長は、免許を受けた者が欠格事由（免許の種類に応じて厚生労働省令で定める者）に該当するに至ったときは、その免許を取り消さなければなりません。

● 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、**その免許を取り消し**、又は期間（次の③以外に該当する場合にあっては、**6ヶ月を超えない範囲内の期間**）を定めてその免許の効力を停止することができます。

① 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき

② 当該免許に係る業務について、労働安全衛生法等の規定に違反したとき

③ 当該免許が就業制限業務に係る免許である場合にあっては、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者となったとき

④ 免許に付された条件に違反したとき

⑤ そのほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき（不正の行為があつたとき、免許の取消しの申請があつたとき等）

**P** ⑤に該当し、免許を取り消された者は、その取消しの理由となった事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができます。

職場における労働者の健康の保持増進を図るために、**作業環境管理**、**作業管理**、**健康管理**の3管理が適切に行われることが必要です。このことから、事業者がこれらの管理を実施すべきことを明らかにしています。

## 1 作業環境測定

★★  
B

### (1) 作業環境測定の実施 (法65条)

出題 … 23択

条文

- ① 事業者は、**有害な業務を行う屋内作業場**その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な**作業環境測定**を行い、及びその結果を記録しておかなければならぬ。
- ② 都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、**労働衛生指導医**の意見に基づき、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を**指示**することができる。

解説  
します

快適な職場環境を形成するためには、作業環境の現状を正確に把握する必要があります。そこで、一定の作業場においては、事業者に作業環境測定を実施することを義務づけました。

測 定

評 価

措 置

記 錄

記 錄

P

作業環境測定は、厚生労働大臣の定める**作業環境測定基準**に従って行わなければなりません。

参考

#### 【作業環境測定を行うべき作業場】(令21条)

- ① 土石・鉱物・金属等の粉じんを著しく発散する一定の屋内作業場
- ② 著しい騒音を発する一定の屋内作業場
- ③ 坑内作業場のうち一定の作業場
- ④ 特定化学物質のうち一定のものを製造し、又は取り扱う屋内作業場
- ⑤ 石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する屋内作業場
- ⑥ 鉛業務のうち一定のものを行う屋内作業場 等

P

「**労働衛生指導医**」とは、都道府県労働局に置かれた非常勤の医師です。**作業環境測定**及び**臨時健康診断**の指示に関する事務、その他労働者の衛生に関する事務に参画します。なお、労働衛生に関して学識経験を有する医師の中から、厚生労働大臣が任命します(法95条)。

⇒ 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前記の事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定や健康診断の結果の記録等の物件を検査させることができます（法96条4項）。出題 25択

## (2) 測定記録の保存（石綿則36条ほか）

事業者は、測定を行ったときは、測定日時、測定方法、測定結果等を次表の期間、保存しておかなければなりません。

測定内容	保存期間	測定内容	保存期間
原 則	3年間	特定化学物質のうちクロム酸等一定のものの測定	30年間
放射線の測定	5年間	石綿等の測定	40年間
粉じんの測定	7年間		

P 作業環境測定の結果は、行政官庁に届け出る必要はありません。出題 7択

## (3) 測定結果の評価（法65条の2ほか）

1) 事業者は、作業環境測定の結果の評価を行うに当たっては、厚生労働大臣の定める**作業環境評価基準**に従って行わなければなりません。

事業者は、結果の評価を行ったときは、その結果を記録し、右表の期間、保存しておかなければなりません。

評価内容	保存期間
原 則	3年間
粉じん	7年間
特定化学物質のうちペリリウム等一定のもの	30年間
石 綿	40年間

**参考** 作業環境測定の結果の評価を行うべき作業場は、前記の作業環境測定を行うべき作業場のうち①、④、⑤、⑥等の作業場です（石綿則37条ほか）。

2) 事業者は、**作業環境測定の結果の評価**に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければなりません。出題 16択

作業環境評価基準による評価の区分		改善措置の要否
第1管理区分	作業環境中のほとんどの場所で有害物濃度が管理濃度を超えない状態	不要
第2管理区分	作業環境中の有害物濃度の平均が管理濃度を超えない状態	必要（努力規定）
第3管理区分	作業環境中の有害物濃度の平均が管理濃度を超える状態	必要（義務規定）

## 2 作業の管理（法65条の3）

★★  
B

### 条文

事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

判例

労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険があります。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法65条の3は、作業の内容等を特に限定することなく、同法所定の事業者は労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業を適切に管理するように努めるべき旨を定めていますが、それは、このような危険が発生するのを防止することをも目的とするものと解されます（平12.3.24最高裁「電通事件」）。

出題 … 16選・25択（労一）

## 3 作業時間の制限（法65条の4）

出題 … 23選

★★  
B

### 条文

事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

## 4 健康診断

★★★  
A

健康診断は、個々の労働者について健康状態を把握し適切な健康管理をしていくために必要であるとともに、労働者の健康状況から職場の有害因子を発見し、その改善を図っていくという面においても重要です。そのため、事業者には各種の健康診断を実施すべきことが義務づけられています。

参考

産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要であるとされています（健康診断結果指針）。

出題 … 16択

### （1）一般健康診断（法66条1項） 改 28

### 条文

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（心理的な負担の程度を把握するための検査を除く）を行わなければならない。

一般健康診断には、1) 雇入れ時の健康診断、2) 定期健康診断、3) 海外派遣者の健康診断、4) 給食従業員の検便による健康診断があります。

**P** 業種、事業規模を問わず、医師による健康診断を実施する義務があります。

**通過** ● 1年（特定業務従事者の場合、6ヶ月）以上使用されることが予定されている者は、一般健康診断の対象となります。パートタイム労働者については、1週間の所定労働時間が、その事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である場合は、健康診断の対象となります（平25.3.28基発0328第6号）。

出題 … 15択・19択・27択

● 一般健康診断の費用は、当然、事業者が負担すべきものとされています（昭47.9.18基発602号）。

### 1) 雇入れ時の健康診断（則43条）

出題 … 17択・23選

事業者は、**常時使用する労働者**を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について**医師**による健康診断を行わなければなりません。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ① 既往歴及び <b>業務歴</b> の調査 | ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 |
| ③ 身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査    | ④ 胸部エックス線検査        |
| ⑤ 血圧の測定                | ⑥ 貧血検査             |
| ⑦ 肝機能検査                | ⑧ 血中脂質検査           |
| ⑨ 血糖検査                 | ⑩ 尿検査              |
| ⑪ 心電図検査                |                    |

**P** 医師による健康診断を受けた後、**3ヶ月を経過しない者**を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を**証明する書面**を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、省略しても構いません。

出題 … 9択

### 2) 定期健康診断（則44条）

事業者は、**常時使用する労働者**（特定業務従事者は除きます）に対し、**1年以内ごとに1回**、定期に、所定の項目（雇入れ時の健康診断の項目及びかくたん検査）について**医師**による健康診断を行わなければなりません。

ただし、次の項目については、厚生労働大臣の定める基準に基づき、**医師が必要でないと認めるときは**、省略することができます（平22.1.25厚労告25号）。

項目	省略することのできる対象者
身長の検査	20歳以上の者
腹囲の検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>40歳未満</b>の者（<b>35歳の者を除きます</b>）</li> <li>● 妊娠中の女性 その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者</li> <li>● <b>BM I</b>*が20未満である者 ※ BM I = 体重(kg) / 身長(m)<sup>2</sup></li> <li>● 自ら腹囲を測定し、その値を<b>申告</b>した者（BM I が22未満である者に限ります）</li> </ul>
胸部エックス線検査	<p><b>40歳未満</b>の者（<b>20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除きます</b>）で、次のいずれにも該当しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等において業務に従事する者</li> <li>● 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1のもの等</li> </ul>

項目	省略することのできる対象者
喀痰（かくたん）検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者</li> <li>● 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</li> <li>● 胸部エックス線検査を省略することのできる者</li> </ul>
貧血検査・肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査・心電図検査	<p>40歳未満の者（35歳の者を除きます）</p> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">出題</span> ... 6択・9択

#### 【特定業務従事者】(則45条) 出題 ... 12択・17択・27択

事業者は、一定の有害な業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び**6カ月以内**ごとに1回、定期に、定期健康診断に係る項目について医師による健康診断を行わなければなりません。

**参考** 胸部エックス線検査及びかくたん検査については、1年以内ごとに1回、定期に、行えれば足りるものとされています。

⇒ 特定業務従事者については、胸部エックス線検査は省略することができません。

**P** 特定業務従事者に係る「一定の有害業務」とは、深夜業を含む業務、ボイラー製造等の強烈な騒音を発する場所における業務等、常時500人以上の労働者を一定の有害業務に従事させる事業場において専属の産業医を選任しなければならない有害業務と同一です。 出題 ... 17択・27択

#### 【定期健康診断の省略】

- 雇入れ時の健康診断等を受けた者については、当該健康診断の実施日から**1年間**（特定業務従事者については**6カ月間**）に限り、当該健康診断の項目に相当する項目を省略することができます。
- 特定業務従事者であって、前回の健康診断で雇入れ時の健康診断の項目のうち⑥～⑪及び⑪を受けた者については、**医師が必要でないと認めるとき**は、それらの項目の全部又は一部を省略して行うことができます。

#### 3) 海外派遣労働者の健康診断 (則45条の2) 出題 ... 6択・19択

事業者は、次のいずれかの場合、当該労働者に対し、定期健康診断に係る項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち**医師**が必要であると認める項目について、**医師**による健康診断を行わなければなりません。

- 労働者を本邦外の地域に**6カ月以上**派遣しようとするとき
- 本邦外の地域に**6カ月以上**派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除きます）

**参考** 厚生労働大臣が定める項目は、次の項目です（平12.12.25告120号）。

- 腹部画像検査
- 血液中の尿酸の量の検査
- B型肝炎ウイルス抗体検査
- ABO式及びRh式の血液型検査（派遣時のみ）
- 粪便塗抹検査（帰国時のみ）

4) 給食従業員の検便（則47条）出題… 9択・15択

事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければなりません。

- P 給食従業員の検便による健康診断は、定期に行う必要はありません。

## (2) 特殊健康診断（法66条2項）

## 条文

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。

1) 事業者は、次に掲げる有害な業務に従事する労働者に対し、雇入れの際、配置替えの際、その後、次の表の期間ごとに定期に医師による特別の項目についての健康診断を行わなければなりません（令22条1項、高気圧則38条ほか）。

業 務	実施時期
・高圧室内業務・潜水業務	6ヶ月以内ごとに1回
・放射線業務	6ヶ月以内ごとに1回
・特定化学物質業務	6ヶ月以内ごとに1回（一定の項目については1年以内ごとに1回）
・石綿等の取扱い等に伴う石綿の粉じんを発散する場所における業務	6ヶ月以内ごとに1回
・鉛業務	6ヶ月以内ごとに1回（一定業務については1年以内ごとに1回）
・四アルキル鉛等業務	3ヶ月以内ごとに1回
・有機溶剤業務	6ヶ月以内ごとに1回

2) 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、定期に医師による特別の項目についての健康診断を行わなければなりません（令22条2項、石綿則40条2項ほか）。

- 通達 特殊健康診断は、所定労働時間内に行うことを原則とし、その実施に要する時間は労働時間と解されるので、時間外に行われた場合には、当然、割増賃金を支払わなければなりません（昭47.9.18基発602号）。出題… 27択

- P 派遣労働者に対する一般健康診断は、派遣元の事業者に実施義務があります。これに対して、特殊健康診断は派遣先の事業者に実施義務があります（労働者派遣法45条3項）。出題… 27択

### (3) 歯科医師による健康診断（法66条3項）

#### 条文

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**歯科医師**による健康診断を行わなければならない。

P

雇入れの際、配置替えの際及び当該業務についていた後**6ヶ月以内**ごとに1回、定期に行わなければなりません（則48条）。

出題 … 6択・15択・16択

#### 参考

歯科医師による健康診断の対象となる労働者は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者です（令22条3項）。

### (4) 臨時の健康診断（法66条4項）

出題 … 8記・14選・23択

#### 条文

都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、**労働衛生指導医**の意見に基づき、事業者に対し、**臨時の健康診断**の実施その他必要な事項を指示することができる。



解説  
します

労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、定期の健康診断の機会を待たずに、ただちに健康診断を実施する必要が生ずる場合があります。そのような事態に対処するために規定されています。

P

この指示は、実施すべき健康診断の項目、健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により行われます（則49条）。

### (5) 健康診断の受診義務（法66条5項）

出題 … 7択

#### 条文

労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

### (6) 自発的健康診断の結果の提出（法66条の2）

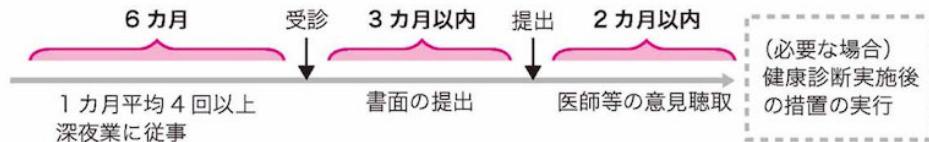
#### 条文

**午後10時から午前5時まで**（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時まで）の間における業務（「**深夜業**」という）に従事する労働者であって、その**深夜業**の回数その他の事項が**深夜業**に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、**自ら受けた健康診断の結果を証明する書面**を事業者に提出することができる。

度重なる深夜業は、労働者の健康に悪影響を与えるため、一定の要件に該当する場合、自発的に健康診断を受け、その結果を提出することで、事業者に必要な措置の実施を求めることができるよう規定です。



「厚生労働省令で定める要件に該当するもの」とは、常時使用され、自ら受けた健康診断を受けた日前6カ月間を平均して1カ月当たり4回以上深夜業に従事した労働者のことです（則50条の2）。



- (P)** 要件に該当する労働者は、健康診断を受けた日から3ヶ月を経過するまでの間であれば、当該健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができます（則50条の3）。

## (7) 健康診断の結果の記録（法66条の3）

### 条文

事業者は、健康診断の結果を記録しておかなければならない。

- 事業者は、(1)、(3)～(6)の健康診断の結果に基づき、**健康診断個人票**を作成して、これを**5年間**保存しなければなりません（則51条）。**出題**… 12択・17択・19択・27択
- (2)の特殊健康診断の結果の記録の保存期間も原則は5年間ですが、ベンゼン等の特別管理物質に係る特定化学物質健康診断個人票については、**30年間**保存するものとされています（特化則40条）。
- 石綿健康診断個人票については、当該業務に従事しないこととなった日から**40年間**保存しなければなりません（石綿則41条）。

**出題**… 17択

## (8) 結果の報告（則52条） **出題**… 12択・20択・25選

常時**50人**以上の労働者を使用する事業者は、**定期健康診断**又は**歯科医師による健康診断**（定期のものに限ります）を行ったときは、遅滞なく、**定期健康診断結果報告書**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

**通達** 定期健康診断等を産業医が行わず当該産業医以外の医師等が行った場合であっても、定期健康診断結果報告書には、産業医の記名押印又は署名が必要とされています（昭58.3.9基発110号ほか）。

**出題**… 15択

**！注意** (2)の**特殊健康診断**（定期のものに限ります）は、**使用労働者数にかかわらず**、その結果報告書を提出しなければなりません（特化則41条ほか）。

**出題**… 8択

## (9) 健康診断の結果の通知 (法66条の6、則51条の4)

事業者は、一般健康診断、特殊健康診断、歯科医師による健康診断及び臨時健康診断を受けた労働者に対し、**遅滞なく**、当該健康診断の結果を通知しなければなりません。

## (10) 異常の所見が認められた労働者に対する事業者の措置

### 1) 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (法66条の4) 出題 ... 12択

#### 条文

事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に**異常の所見**があると診断された労働者に係るものに限る）に基づき、当該労働者の健康を保持するため必要な措置について、**医師又は歯科医師**の意見を聴かなければならない。



解説  
します

健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者に対し、何らかの措置を講ずる必要があるかどうかなど、医師等から意見を聴取することを事業者に義務づけた規定です。

#### 意見聴取期間 (則51条の2)

自発的健康診断以外の健康診断	健康診断が行われた日から <b>3カ月以内</b>
自発的健康診断*	書面が事業者に提出された日から <b>2カ月以内</b>

\* 労災保険法に規定する二次健康診断も含みます（労災法27条、労災則18条の18）。出題 ... 16択



意見聴取は、聴取した意見を**健康診断個人票**に記載することにより行わなければなりません（則51条の2）。

#### 参考

産業医の選任義務のある事業場における意見聴取は、産業医が労働者個人ごとの健康状態等についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聞くことが適当であるとされています（健康診断結果指針）。

出題 ... 16択

### 2) 健康診断実施後の措置 (法66条の5第1項) 出題 ... 17択・26選

#### 条文

事業者は、法66条の4の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少**等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の**衛生委員会**若しくは**安全衛生委員会**又は**労働時間等設定改善委員会**への報告その他の適切な措置を講じなければならない。



解説  
します

医師等から意見を聴取した結果、何らかの措置を講ずる必要があるとされた場合には、事業者は、**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少**等、適切な措置を講じなければならない。

**P** 健康診断実施後の再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであって、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び石綿障害予防規則等に基づく一定の特殊健康診断以外は、一律に事業者にその実施が義務づけられているものではありません（健康診断結果指針）。

出題 … 15択・17択・19択

## (11) 保健指導（法66条の7）

出題 … 9択

**条文**

事業者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、**医師又は保健師**による**保健指導**を行うように努めなければならぬ。

解説  
します

健康診断の結果、特段の異常は認められなかつたものの、**健康の保持に努める必要がある**とされた労働者に対する努力義務の措置です。

労働者は、通知された健康診断の結果及び保健指導を利用して、健康の保持に努めるものとされています。

## (12) 健康診断等に関する秘密の保持（法104条）

改 28

出題 … 12択

健康診断、長時間労働者に対する面接指導、心理的な負担の程度を把握するための検査又は当該検査に係る面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはなりません。

**5****面接指導等**★★★  
**A**

### (1) 面接指導等（法66条の8第1項）

**条文**

事業者は、その**労働時間の状況**その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師による面接指導**（問診その他の方法により**心身の状況**を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう）を行わなければならない。

解説  
します

脳・心臓疾患の発症が長時間労働との関連性が強いとされていることなどから、過重労働、メンタルヘルス対策を充実させるため、長時間労働をするなどの要件に該当する労働者の健康状況を把握し、適切な措置を講ずることを目的として事業者に面接指導を行うことを義務づけたものです。

**P** この面接指導は、事業場の規模にかかわらず、事業者に実施を義務づけていますが、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者については、**地域産業保健センター**を利用して面接指導を実施することができます。

出題…21択

**通>達** 派遣労働者に対する面接指導については、**派遣元事業者**に実施義務が課せられています  
(平18.2.24基発0224003号)。

出題…27択

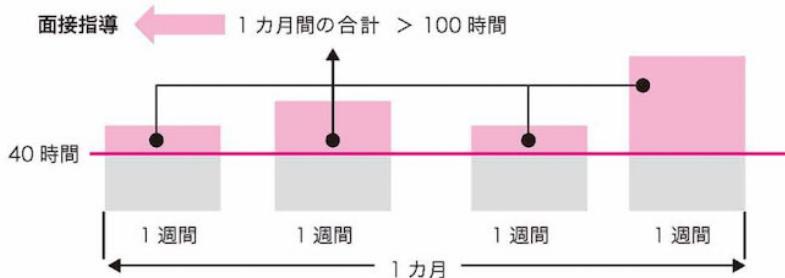
**参考** この規定に基づく面接指導を「長時間労働者に対する面接指導」といいます。

## (2) 対象となる労働者 (則52条の2)

出題…25択

この面接指導の対象となる者は、休憩時間を除き1週間当たり**40時間**を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1ヶ月当たり**100時間**を超えるかつ、**疲労の蓄積**が認められる者です。

⇒ 40時間を超えた時間には、時間外労働時間だけでなく、休日労働時間も含まれます (平18.2.24基発0224003号)。



その時間を算定する期日前1ヶ月以内に長時間労働者に対する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものは、面接指導の対象となりません。

**P** 40時間を超えた時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。

## (3) 実施の方法等 (則52条の3)

- 面接指導は、要件に該当する労働者の**申出**により行います。 出題…21択
- 申出は、「40時間を超えた時間の算定」に係る期日後、**遅滞なく**行い、事業者は、労働者からの申出があったときは、**遅滞なく**、面接指導を行わなければなりません。
- **産業医**は、要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう**勧選**することができます。

出題…18選・19択

**!注意** 面接指導については、臨時の健康診断のような都道府県労働局による実施の指示の規定はありません。

出題…23択

### 【面接指導における確認事項】(則52条の4)

医師は、面接指導を行うに当たっては、申出を行った労働者に対し、当該労働者の「勤務の状況」「疲労の蓄積の状況」「心身の状況」について確認を行うものとされています。

## 【労働者の義務】(法66条の8第2項) 出題…25択

労働者は、事業者が行う面接指導を受けなければなりません。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者の行う面接指導を受けなくても構いません。

## (4) 結果の記録 (法66条の8第3項、則52条の6) 出題…21択・25択

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを**5年間**保存しなければなりません。

⇒ この記録は、医師の意見を記載したものでなければなりません。

## (5) 医師からの意見聴取 (法66条の8第4項、則52条の7) 出題…21択・25択

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後又は労働者が面接指導の結果を証明する書面を事業者に提出した後、**遅滞なく**、**医師の意見**を聴かなければなりません。

## (6) 面接指導実施後の措置義務 (法66条の8第5項) 出題…25択

事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少**等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の**衛生委員会**もしくは**安全衛生委員会**又は**労働時間等設定改善委員会**への報告その他の適切な措置を講じなければなりません。

## (7) 面接指導等の措置 (法66条の9、則52条の8)

事業者は、面接指導等の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であって**健康への配慮が必要なもの**について、必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

⇒ 必要な措置とは、面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置とされており、長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者等に対し、当該労働者の申出により行うものとされています。

**通達** 「長時間の労働」とは、時間外・休日労働時間が1カ月当たり**80時間**を超える労働をいいます(平18.2.24基発0224003号)。

## (1) 心理的な負担の程度を把握するための検査（法66条の10第1項）

## 条文

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師**、**保健師**その他の厚生労働省令で定める者（「**医師等**」といいます）による**心理的な負担の程度を把握するための検査**を行わなければならない。



解説  
します

仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し労災認定される労働者が増加傾向にあることから、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（「**ストレスチェック**」といいます）及びその結果に基づく医師による面接指導等を内容とする制度（「**ストレスチェック制度**」といいます）を設けたものです。

事業者は、常時使用する労働者に対し、**1年以内ごとに1回、定期に**、次に掲げる事項（検査に係る事項）について**心理的な負担の程度を把握するための検査**（「**検査**」といいます）を行わなければなりません（則52条の9）。

- ① 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ② 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

**P** 労働者数**50人未満**の事業場においては、この規定の適用について、当分の間、「行うように努めなければならない」と、**努力義務**とされています（法附則4条）。

## 【検査の実施者等】（則52条の10） 出題…28選

心理的な負担の程度を把握するための検査を担当する者は、次の者（「**医師等**」といいます）です。

- ① **医師**
- ② **保健師**
- ③ 検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した**看護師**又は**精神保健福祉士**

**P** 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ**監督的地位**にある者は、検査の実施の事務に従事してはなりません。

**！注意** 労働者にストレスチェックを受ける義務はありません。

## (2) 検査結果の通知等（法66条の10第2項、則52条の12）

- ① 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、**遅滞なく**、当該**検査の結果**が**通知**されるようにしなければなりません。

- ② 医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはなりません。

**参考** 労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければなりません（則52条の13第1項）。

### (3) 記録の保存（則52条の13第2項）

事業者は、検査を受けた**労働者の同意**を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを**5年間保存**しなければなりません。

**P** 事業者は、この「記録の保存」の場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければなりません（則52条の11）。

### (4) 面接指導の実施（法66条の10第3項、則52条の15）

#### 条文

事業者は、検査結果の通知を受けた労働者であって、**心理的な負担の程度**が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による**面接指導**を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による**面接指導**を行わなければならない。

検査結果が所定の要件に該当する労働者が申出をした場合には、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければなりません。

この面接指導の対象となる労働者は、検査の結果、**心理的な負担の程度が高い者**であって、面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものとされています。



解説します

**P** 事業者は、労働者が申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはなりません。

#### 【面接指導の実施方法等】（則52条の16）

- 申出は、要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、**遅滞なく**行い、事業者は、要件に該当する労働者から申出があったときは、**遅滞なく**、面接指導を行わなければなりません。
- **検査を行った医師等**は、要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう**勧奨**することができます。

#### 【面接指導における確認事項】（則52条の17）

医師は、面接指導を行うに当たっては、申出を行った労働者に対し、(1) の検査に係る事項のほか、当該労働者の「**勤務の状況**」「**心理的な負担の状況**」「**心身の状況**」について確認を行うものとされています。

## (5) 検査に係る面接指導に関する事業者の措置

### 1) 結果の記録 (法66条の10第4項、則52条の18)

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを**5年間保存**しなければなりません。

⇒ この記録は、「面接指導における確認事項」のほか、医師の意見等を記載したものでなければなりません。

### 2) 医師からの意見聴取 (法66条の10第5項、則52条の19)

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後、**遅滞なく、医師の意見**を聴かなければなりません。

### 3) 面接指導実施後の措置義務 (法66条の10第6項)

事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少**等の措置を講ずるほか、当該**医師の意見**の**衛生委員会**もしくは**安全衛生委員会**又は**労働時間等設定改善委員会**への報告その他の適切な措置を講じなければなりません。

### 4) 検査及び面接指導結果の報告 (則52条の21)

常時**50人以上**の労働者を使用する事業者は、**1年以内ごとに1回**、定期に、**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

**!注意** 「長時間労働者に対する面接指導」については、報告書の提出義務はありません。

7

## 健康管理手帳

★★  
B

### (1) 健康管理手帳の交付 (法67条1項)

出題… 6択・7記

条文

**都道府県労働局長**は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、**離職の際に又は離職の後に**、当該業務に係る**健康管理手帳**を交付するものとする。

重度の健康障害を生ずるおそれのある業務の中には、離職して年月が経過した後、その従事した業務に起因して発生する疾病もあります。離職後の労働者についてそのような疾病が発病した場合に、重篤な結果を引き起こすものを早期発見するために規定されたものであり、政府が健康管理の措置を行って、その健康管理に万全を期することとしています。



解説  
します

**【交付対象者】**(則53条1項)

- ① ベンジンの製造の業務に**3カ月以上**従事した経験を有する者
- ② クロム酸を鉱石から製造する業務に**4年以上**従事した経験を有する者
- ③ 石綿等の製造作業等に**1年以上**従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはばく露した日から**10年以上**が経過している者 等

**(2) 交付方法** (法67条1項、則53条2項)

健康管理手帳は、交付対象者からの申請に基づいて**所轄都道府県労働局長**（離職後の交付の場合は、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）が交付します。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、交付する必要はありません。

**参考** 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはなりません (法67条3項)。

**P** 都道府県労働局長は、健康管理手帳を交付するときは、当該健康管理手帳の交付を受ける者に対し、厚生労働大臣が定める健康診断を受けることを**勧告**するものとされています (則55条)。

**8 健康の保持増進に関するその他の措置**

C

**(1) 病者の就業禁止** (法68条)

事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、その就業を禁止しなければなりません (労働者自身の健康状態を悪化させたり、他の労働者の健康を害したりしないようにするためです)。

**【就業禁止となる者】**(則61条)

- ① 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者 (伝染予防の措置をした場合は除きます)
- ② 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- ③ ①、②に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

**P** 事業者は、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、**産業医その他専門の医師**の意見をきかなければなりません。

**参考 特定業務への就業禁止** (鉛則57条ほか)

- ① 鉛中毒にかかっている労働者 ⇒ 鉛業務への就業禁止
- ② 四アルキル鉛中毒にかかっている労働者 ⇒ 四アルキル鉛業務への就業禁止
- ③ 減圧症、肺結核、じん肺等にかかっている労働者 ⇒ 高気圧業務への就業禁止

## (2) 受動喫煙の防止 (法68条の2) 改 28

事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとされています。

**参考** 「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

## (3) 健康教育等 (法69条) 出題 … 20選

事業者は、労働者に対する**健康教育**及び**健康相談**その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を**継続的かつ計画的に**講ずるように努めなければなりません。

労働者は、当該事業者が講ずる措置を**利用**して、その健康の保持増進に努めるものとされています。

9

### 快適な職場環境の形成のための措置 (法71条の2)

C

事業者は、事業場における**安全衛生**の水準の向上を図るため、快適な職場環境を形成するため必要な措置等を**継続的かつ計画的に**講ずることにより、**快適な職場環境**を形成するように努めなければなりません。

## 1

## 事業場の安全又は衛生に関する改善措置

★★  
B

## (1) 特別安全衛生改善計画の作成の指示 (法78条1項) 改 28

Lesson  
2

労働安全衛生法

条文

厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（「重大な労働災害」という）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（「特別安全衛生改善計画」という）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

解説  
します

労働安全衛生法令等に違反したことを原因とした同様の重大な労働災害（労働者が死亡したり、重度の障害状態となるような災害）を複数の事業場で発生させた事業者に対し、厚生労働大臣が当該事業者のすべての事業場における再発防止のための安全又は衛生に関する改善計画の作成を指示することができるようになります。



この指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書により行うものとされており、指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければなりません（則84条3項・4項）。



「重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合」とは、重大な労働災害を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して3年以内に、他の事業場において当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を発生させた場合等に該当する場合です（則84条2項）。



厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図るうえで適切でないと認めるときは、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができます（法78条4項）。

## (2) 安全衛生改善計画の作成の指示 (法79条1項)

都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、安全衛生改善計画（当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画）を作成すべきことを指示することができます。

出題… 23択



指示は、安全衛生改善計画作成指示書により行われます（則84条の3）。

**!注意** 都道府県労働局長の計画作成の指示は、事業場の安全衛生の状態を総合的に、より改善するためのものであるので、必ずしも法違反の状態にあるもののみを対象とするものではありません。

出題 … 10択

**P** 厚生労働大臣が（1）の「重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合」に該当すると認めるときは、安全衛生改善計画の作成の指示の対象とはなりません。 改 28

### （3）意見聴取・計画の遵守（法78条2項・3項、79条2項） 改 28 出題 … 10択

- ① 事業者は、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません。
- ② 事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画を守らなければなりません。

### （4）勧告及び公表（法78条5項・6項） 改 28

- ① 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成又は変更の指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を作成した事業者が当該特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができます。
- ② 厚生労働大臣は、①の勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

### （5）安全衛生診断（法80条） 改 28 出題 … 10択・15択・18択・26選

- 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成又は変更の指示をした場合
  - 都道府県労働局長は、安全衛生改善計画の作成の指示をした場合
- において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、「特別安全衛生改善計画の作成又は変更」又は「安全衛生改善計画の作成」について、これらの者の意見を聞くべきことを勧奨することができます。

#### 参考 【労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント】（法81条、84条ほか）

労働安全コンサルタント（労働衛生コンサルタント）の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全（衛生）の水準の向上を図るために、事業場の安全（衛生）についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする者で、労働安全コンサルタント試験（労働衛生コンサルタント試験）に合格し、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿（労働衛生コンサルタント名簿）に、氏名等の登録を受けて、労働安全コンサルタント（労働衛生コンサルタント）となることができます。

試験は、労働安全コンサルタント試験については、機械、電気、化学、土木、建築の区分ごと、労働衛生コンサルタント試験については、保健衛生、労働衛生工学の2つの区分で行われます。これらの区分は、コンサルタントとしての活動分野を限定するものではありません。

出題 … 18択

## 2 作業等に係る計画の届出等

### (1) 一定の機械等の設置等に係る計画の届出 (法88条1項) 出題…7択

#### 条文

事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の**30日前**までに、**労働基準監督署長**に届け出なければならない。

**!注意** 業種を問わず一定の要件に該当するものの設置等を行う事業者に対し、計画の届出を義務づけています。

#### 【届出義務の免除】(法88条1項、則87条、87条の5～87条の7) 出題…18択

次のi)又はii)の措置を講じ、**労働基準監督署長が認定**した事業者については、この計画の届出が免除されます。

- i) 危険性又は有害性等の調査(§1②(5)又は§3④(5)の調査)及びその結果に基づき講ずる措置
- ii) そのほか、**労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針**に従って事業者が行う自主的活動

**参考** 認定を受けようとする事業者は、i)又はii)の措置の実施状況について、**2人以上の安全**全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受ければなりません。

出題…18択

- P ● 認定は事業場ごとに行い、**3年ごとに**その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。  
出題…18択
- 認定を受けた事業者は、認定事業場ごとに、**1年以内ごとに1回**、実施状況等報告書に措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。  
出題…18択

### (2) 大規模な建設業の仕事に係る計画の届出 (法88条2項) 出題…10択・25択

#### 条文

事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に**大規模な仕事**で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の**30日前**までに、**厚生労働大臣**に届け出なければならない。

#### 条文

事業者は、建設業又は**土石採取業**の仕事（建設業に属する事業にあっては、前記（2）の仕事を除く）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の**14日前**までに、**労働基準監督署長**に届け出なければならない。

## 【届出のまとめ】

規定	業種等	期 限	提出先
(1)	危険又は有害な作業を必要とする機械等（一定の動力プレス、化学設備など）の設置等（業種等の制限なし）	30日前	労働基準監督署長
(2)	① 高さが300メートル以上の塔の建設の仕事 ② 堤高が150メートル以上のダムの建設の仕事 等	30日前	厚生労働大臣
(3)	① 高さが31メートルを超える建築物の建設の仕事 ② 一定のずい道等の建設等の仕事 ③ 耐火建築物又は準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業の仕事 等	14日前	労働基準監督署長

## (4) 有資格者の参画 (法88条4項) 出題 10択

事業者は、届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事又は仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物もしくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければなりません。

## (5) 計画の差止め等の命令・審査 (法88条6項・7項、89条、89条の2)

計画の差止め等の命令	労働基準監督署長又は厚生労働大臣は届出があった場合において、それぞれ当該届出に係る事項が労働安全衛生法等の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事もしくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命することができます。 <span style="background-color: #e0e0e0; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">出題</span> 10択
発注者に対する勧告等	厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、計画の届出の規定のうち(2)及び(3)について、計画の差止め等の命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができます。
厚生労働大臣の審査等	厚生労働大臣は、届出があった計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査することができます。 ⇒ 審査を行うに当たっては、学識経験者の意見をきかなければなりません。 <span style="background-color: #e0e0e0; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">出題</span> 10択
事業者に対する勧告等	厚生労働大臣は、審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができます。 <span style="background-color: #e0e0e0; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">出題</span> 25択
都道府県労働局長の審査等	都道府県労働局長は、届出があった計画のうち、高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものについて審査することができます。

## 条文

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、労働安全衛生法を施行するため必要があると認めるときは、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

## (1) 事故報告 (則96条1項) 出題…8択・20択・25択

事業者は、事業場又はその附属建設物内で、火災又は爆発の事故が発生したとき、ボイラー（小型ボイラーを除きます）の破裂等が発生したとき等は、遅滞なく、報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

⇒ 労働者の死傷の有無は問いません。

## (2) 労働者死傷病報告 (則97条) 出題…20択・25択

- ① 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内もしくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。
- ② ①の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(P) 派遣労働者の場合には、派遣先事業者及び派遣元事業者の両方に報告書の提出義務があります（労働者派遣法45条15項）。 出題…16択

## 4 産業安全専門官・労働衛生専門官 (法93条) 改 28

厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官が置かれています。

産業安全専門官	産業安全専門官は、特定機械等に係る許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務等、特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものにつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行います。
労働衛生専門官	労働衛生専門官は、製造許可物質に係る許可、作業環境測定等についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務等、特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものにつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行います。

出題 … 15択

労働安全衛生法においては、労働基準監督官のみならず、産業安全専門官及び労働衛生専門官についても、同法の規定によるそれぞれの事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができることとされている（法91条、94条1項）。

P 厚生労働大臣は、産業安全専門官又は労働衛生専門官による労働災害の原因の調査が行われる場合において、労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、**独立行政法人労働者健康安全機構**に、当該調査を行わせることができます（法96条の2第1項）。

改 28 出題 … 25択

## 5 罰 則

C

### （1）罰 則（法117条、119条、120条）

1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	「特定機械等に係る製造の許可」「重度の健康障害を生ずるおそれのある物に係る製造の許可」等の規定に違反した者 出題 … 11択
6ヶ月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	「作業主任者の選任」「特別教育」「健康診断等に関する秘密の保持」等の規定に違反した者 出題 … 11択・26択
50万円以下の罰金	「労働者の遵守義務」「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医の選任」「雇入れ時及び作業内容変更時の教育」「就業制限業務に係る就業の禁止」「健康診断の結果の通知」等の規定に違反した者 出題 … 9択・11択・21択・26択・28択

P 次の規定の違反については、罰則は設けられていません。 出題 … 26択

- 元方事業者が講ずべき措置等（§1 (2) (6) 参照）
- 職長等の教育

### （2）両罰規定（法122条） 出題 … 18択・26択

法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、一定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各罰則の規定による罰金刑が科されます。